

第 3 次
豊川市男女共同参画基本計画
(案)

2021 年 月
(令和 3 年 月)

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間	1
3 計画の位置づけ	2
4 豊川市の男女共同参画の現状・課題	3
5 第2次計画（平成23年4月～令和3年3月）の達成状況	8

第2章 計画の基本的な考え方

1 将来像	11
2 基本目標	14
3 基本計画概念図	17
4 施策体系図	19

第3章 施策の展開

基本目標1 人権を尊重した男女共同参画社会に向けた意識の向上	21
基本目標2 個性と能力を発揮して活躍できるまち （豊川市女性活躍推進計画）	29
基本目標3 誰もが安心して暮らせるまち	53

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制	69
2 計画推進のための取組	70
3 目標値	71

用語解説	72
------------	----

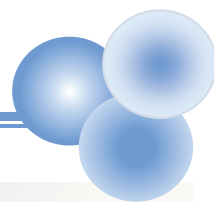
資料編

1 男女共同参画社会基本法	75
2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	80
3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	90
4 豊川市男女共同参画推進条例	101
5 豊川市男女共同参画審議会規則及び審議会委員名簿	105
6 策定経過	108
7 年表	109

第 1 章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって



1 計画策定の趣旨

本市では、1999（平成11）年6月に「男女共同参画基本法」が制定されたのを受け、同年8月に男女共同参画社会の実現に向けた対策と、その関係施策のあり方について広く市民の意見を反映させ、今後の施策推進に資するため、「豊川市男女共同参画懇話会」を設置しました。その後、男女共同参画に関する市民の意見を把握するための意識調査を実施し、2001（平成13）年3月に「自立と支え合いの男女共同参画社会」を将来像に掲げた「とよかわ男女共同参画プラン」（第1次計画）を策定し、2004（平成16）年3月には、同計画を改訂しました。

2009（平成21）年4月1日からは男女が性別に関わりなく、互いに人権を認め合い、自立した個人として社会のあらゆる分野に希望を持って対等に参画し、その責任を担うことができる男女共同参画社会の実現を目指した「豊川市男女共同参画推進条例」を施行しました。

2011（平成23）年3月には、2020年度を目標とする「豊川市男女共同参画基本計画」（第2次計画）を策定し、将来像である『自立と支え合いの男女共同参画社会』を目指す取組を継続し、2016（平成28）年3月には同計画の改訂を行いました。

この度、第2次計画の計画期間満了に伴い、これまでの本市の取組について評価を行い、経済社会環境や男女共同参画をめぐる状況の変化を踏まえ、「豊川市男女共同参画基本計画」（第3次計画）（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画期間

本計画の期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とします。また、計画期間の途中においても社会情勢の変化や施策の進捗状況を勘案し、2025（令和7）年度に必要な応じて計画の見直しを行います。

3 計画の位置づけ

本計画は、「豊川市男女共同参画推進条例」第11条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画であり、「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」として位置付けます。

また、本計画の「基本目標2 個性と能力を発揮して活躍できるまち」は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として、「基本目標3 誰もが安心して暮らせるまち 施策の方向 10 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶」は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

2015年の国連総会において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。この2030アジェンダは、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として採択され、その中に「持続可能な開発目標（SDGs）」※として、17のゴールと169のターゲットが設定されています。本計画も、この「持続可能な開発目標（SDGs）」を意識して策定しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



・本計画書の中で、「※」の印のある言葉については、用語解説 P72～P73 で意味を説明しています

4 豊川市の男女共同参画の現状・課題

(1) 人口・世帯の状況

本市の人口は、1976（昭和51）年に10万人を超えて以降、順調に増加し、2006（平成18）年2月以降の宝飯郡4町との合併により、2020（令和2）年10月1日時点では、184,022人、73,857世帯となりました。1世帯あたりの人員は2.49人で、2010年以降一貫して減少しており、核家族化や高齢者の単身者世帯（単独世帯）の増加が世帯人数の減少を招いています。

■本市における人口及び世帯数の推移

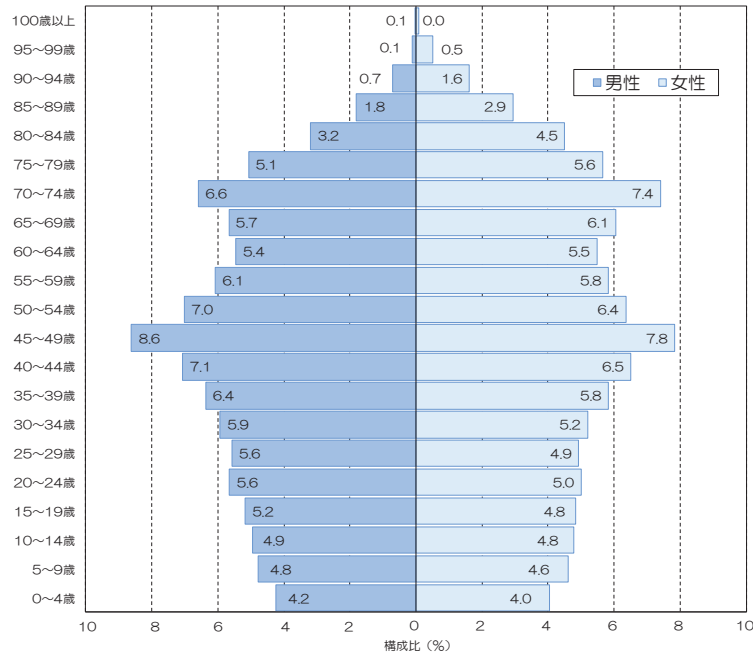
年次	人口				世帯数 (世帯)	1世帯当 たりの人員 (人)	備考
	総数 (人)	伸び率 (%)	男性 (人)	女性 (人)			
1943年（昭和18年）	74,071	-	44,588	29,483	9,861	7.51	
1947年（昭和22年）	55,036	▲25.7	27,291	27,745	11,464	4.80	国勢調査
1950年（昭和25年）	55,178	0.3	27,042	28,136	11,132	4.96	〃
1955年（昭和30年）	61,359	11.2	31,302	30,057	12,020	5.10	〃
1960年（昭和35年）	65,313	6.4	32,632	32,681	14,206	4.60	〃
1965年（昭和40年）	75,171	15.1	37,559	37,612	17,796	4.22	〃
1970年（昭和45年）	85,860	14.2	43,092	42,768	21,487	4.00	〃
1975年（昭和50年）	98,223	14.4	49,170	49,053	25,530	3.85	〃
1980年（昭和55年）	103,097	5.0	51,443	51,654	26,959	3.82	〃
1985年（昭和60年）	107,430	4.2	53,442	53,988	30,082	3.57	〃
1990年（平成2年）	111,730	4.0	55,724	56,006	33,254	3.36	〃
1995年（平成7年）	114,380	2.4	56,820	57,560	36,000	3.18	〃
2000年（平成12年）	117,327	2.6	58,297	59,030	38,893	3.02	〃
2005年（平成17年）	120,967	3.1	60,337	60,630	42,308	2.86	〃
2006年（平成18年）	137,964	14.1	69,072	68,892	48,545	2.84	人口調査10.1
2007年（平成19年）	138,844	0.6	69,593	69,251	49,704	2.79	〃
2008年（平成20年）	161,527	16.3	80,695	80,832	57,709	2.80	〃
2009年（平成21年）	160,902	▲0.4	80,234	80,668	57,865	2.78	〃
2010年（平成22年）	181,928	13.1	90,328	91,600	64,904	2.80	国勢調査
2011年（平成23年）	181,733	▲0.1	90,181	91,552	65,408	2.78	人口調査10.1
2012年（平成24年）	181,150	▲0.3	89,884	91,266	65,181	2.78	〃
2013年（平成25年）	181,329	0.1	90,042	91,287	66,038	2.75	〃
2014年（平成26年）	181,158	▲0.1	90,072	91,086	66,813	2.71	〃
2015年（平成27年）	182,436	0.7	90,869	91,567	67,976	2.68	国勢調査
2016年（平成28年）	182,931	0.3	91,049	91,882	69,059	2.65	人口調査10.1
2017年（平成29年）	183,262	0.2	91,264	91,998	70,165	2.61	〃
2018年（平成30年）	183,559	0.2	91,459	92,100	71,426	2.57	〃
2019年（令和元年）	183,930	0.2	91,710	92,220	72,802	2.53	〃
2020年（令和2年）	184,022	0.1	91,718	92,304	73,857	2.49	〃

資料：国勢調査、愛知県「あいちの人口（年報）」より作成。2010(平成22)年から2014(平成26)年は市民課住民登録データより作成。

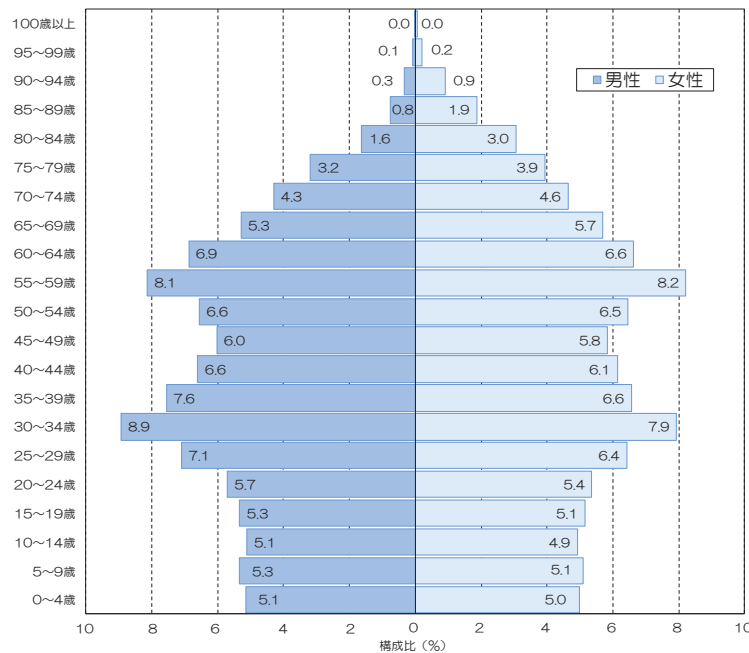
注記：合併経緯：2006(平成18)年2月1日一宮町、2008(平成20)年1月15日音羽町・御津町、2010(平成22)年2月1日小坂井町。

年齢階層別人口割合について、2005（平成 17）年と 2020（令和 2）年と比較すると、2020（令和 2）年は、団塊の世代である 70 歳代と団塊ジュニアと言われる第二次ベビーブーム層の 40 歳代後半の割合が高く、人口ピラミッドが 15 年スライドしていることがわかります。

■性別・年齢階層別の人口構成比
【2020 年 9 月末】



【2005 年 10 月】



資料：国勢調査(2005 年)、豊川市資料(2020 年 9 月末)より作成。

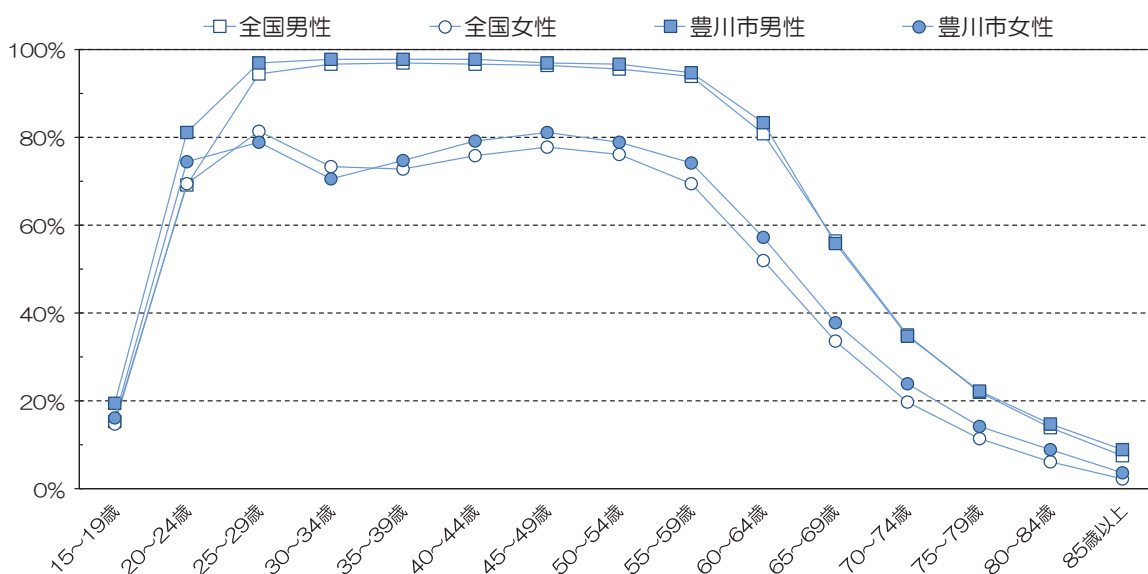
注記：2005 年は年齢不詳を含まない。

(2) 労働の状況

本市における女性の労働力率は、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるいわゆる「M字カーブ」となっており、その傾向は全国よりも顕著にみられます。これは、結婚、出産、育児期に離職する女性が多いことによるものですが、25～29歳並びに30～34歳の労働力率は全国よりも低く、結婚、出産、育児期における働く環境整備が十分でなく、「男は仕事、女は家庭」という考え方が30歳代の男女で比較的高くなっていること等と関係があるとも言えます。

このため、事業所における結婚、出産、育児期における女性の働く環境づくりを商工会議所等の経済界と連携しながら、改善していくことが重要です。

■ 年齢階級別労働力率



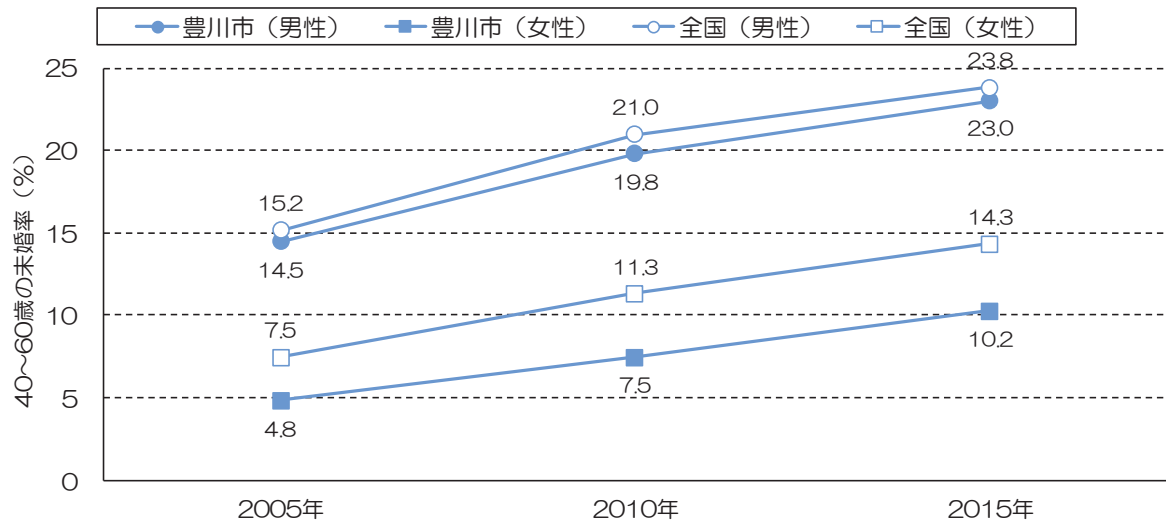
資料：国勢調査2015（平成27）年10月1日より作成。

注記：労働力率＝（就業者数＋完全失業者数－労働力状態不詳者数）／総数×100

また、ライフスタイルや結婚観等の多様性が高まる中、未婚率は男女ともに高まりつつあり、40～60歳の男性の未婚率は約23%で全国水準と同等程度であり、女性の未婚率は約10%と低いものの、着実に上昇しています。こうした未婚率の高まりは、合計特殊出生率※にも影響を及ぼし、少子化が加速していくことになります。

こうした中、国立社会保障・人口問題研究所が推計した将来人口をみると、10年後は17.7万人、20年後は16.8万人となり、現在よりも約2万人減少すると予想されています。生産労働人口（15～64歳人口）の割合は、約60%から約55%へと約5ポイント減少し、労働力不足が懸念され、女性の就業支援を一層促していくことが重要です。

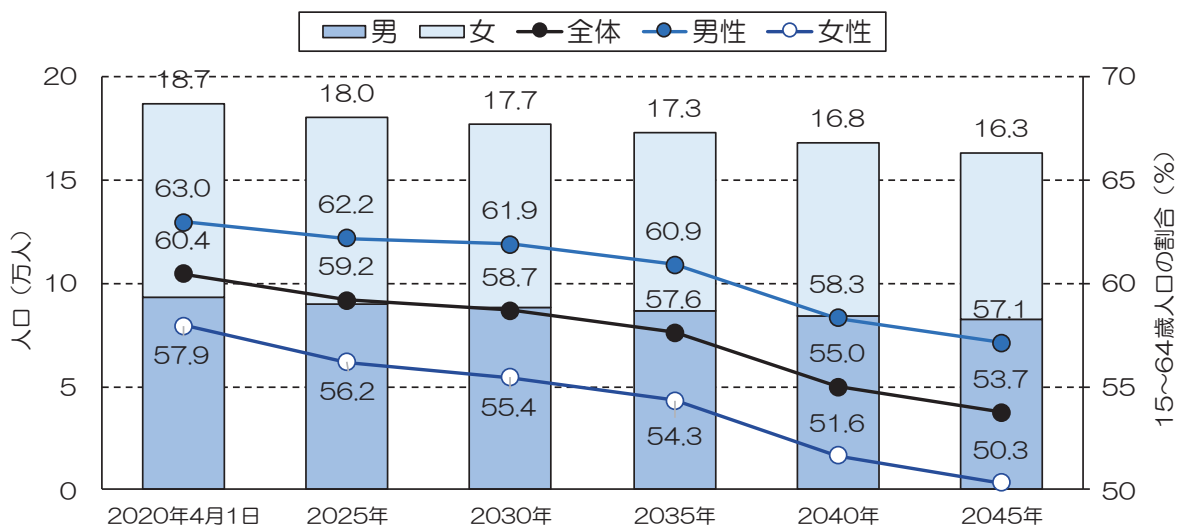
■40～60歳の未婚率の推移



資料：国勢調査により作成。

注記：未婚率（％）＝未婚者／（未婚者＋有配偶者＋配偶者死別＋配偶者離別）
不詳は除く

■豊川市の将来人口



資料：豊川市資料、国立社会保障・人口問題研究所資料（2025～2045年）により作成。

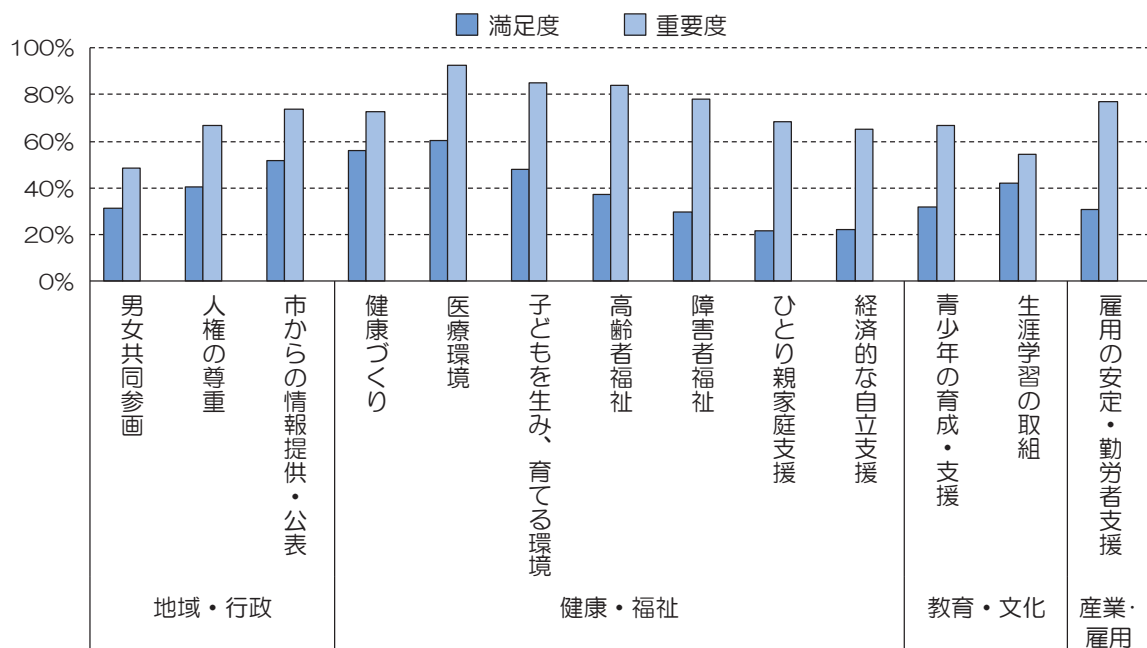
(3) 行政分野ごとの市民満足度・重要度

本市の男女共同参画社会に関わる取組に対する満足度では、満足度が50%以上の項目は、「医療環境」、「健康づくり」、「市からの情報提供・公表」となっていますが、「ひとり親家庭支援」、「経済的な自立支援」、「障害者福祉」、「雇用の安定・勤労者支援」などは40%未満と低くなっています。

施策の重要度についてみると、医療、福祉、子育て、雇用に関わる施策の重要度が高くなっていますが、重要度と満足度の差をみると、「障害者福祉」、「高齢者福祉」、「ひとり親家庭支援」、「経済的な自立支援」、「雇用の安定・勤労者支援」などの福祉・生活・雇用面において、満足度と重要度の差が大きくなっています。

このため、それぞれの行政分野において、市民が感じる重要度を捉えながら、各施策の取組により、満足度を高める必要があります。

■男女共同参画に関わる行政施策に対する市民満足度と重要度



資料：「豊川市市民意識調査」2019(令和元)年度より作成。

注記：「満足」、「まあ満足」と回答した割合を満足度、「重要」、「やや重要」と回答した割合を重要度とした。

5 第2次計画(平成23年4月～令和3年3月)の達成状況

男女共同参画に関する市民意識調査（以下、「男女共同参画市民意識調査」という。）、並びに事業所意識調査（以下、「男女共同参画事業所意識調査」という。）の結果によると、第2次計画の達成状況では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する人の割合は目標値を達成できたものの、ジェンダー※にとらわれた社会通念や慣行、固定観念はいまだに根強く存在しています。また、各分野で平等・公平だと感じる市民の割合は、一部を除き、未達成の状況であり、特に学校教育、地域活動、法律・制度、社会通念、慣習、しきたりについては、啓発活動の一層の強化が必要です。

法律や条例、用語等の周知度、市議会等（法令・条例設置）委員への女性の登用率、事業所における女性管理職の割合については、いずれも目標を達成しましたが、引き続き、男女があらゆる場で対等に活躍できるまちづくりを推進していくことが重要です。

育児・介護休業制度の導入状況では、前回実績値より低下しました。今後も引き続き、男女が対等に社会で活躍できるよう、働きやすい職場づくりを徹底していくことが必要です。

さらに「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の3つのワーク・ライフ・バランスの実現に向け、賃金格差の是正や女性の管理職等への登用等を後押しするような施策、「男女共同参画市民満足度」を高められるような事業を、より一層充実していくことが重要です。

これまで男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を進めてきましたが、目標達成に至っていないことも多いため、意識醸成のための啓発活動の充実・強化とともに、性差などによる不平等感がなくなり、平等にあらゆる分野において参画する機会を確保できるよう、施策等の充実をより一層図っていくことが求められていると言えます。

■第2次計画（改訂）（平成28年4月～令和3年3月）の目標達成状況

番号	内容	基準年 実績値	目標年 実績値	目標値	評価
		2014 (平成26) 年	2019 (令和元) 年	2020 (令和2) 年	
1	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する人の割合（男女共同参画市民意識調査）	46.6 %	34.4 %	36.0 %	○
2	各分野における平等・公平と感じる市民の割合（男女共同参画市民意識調査）				
	①家庭生活	28.0 %	28.1 %	30.0 %	△
	②職場	16.4 %	19.6 %	25.0 %	△
	③学校教育	62.8 %	56.2 %	60.0 %	×
	④地域活動	32.7 %	29.9 %	40.0 %	×
	⑤法律・制度	30.3 %	26.9 %	35.0 %	×
	⑥社会通念、慣習、しきたり	11.8 %	10.5 %	15.0 %	×
	⑦社会全体	10.4 %	13.0 %	20.0 %	△
3	法律や条例、用語等の周知度（男女共同参画市民意識調査）				
	①男女共同参画社会	47.5 %	49.3 %	増加	○
	②男女共同参画社会基本法	49.0 %	50.1 %	増加	○
	③豊川市男女共同参画推進条例	27.5 %	27.8 %	増加	○
	④ジェンダー	22.1 %	47.9 %	増加	○
	⑤ポジティブ・アクション	7.4 %	8.1 %	増加	○
	⑥リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	1.6 %	2.5 %	増加	○
	⑦ワーク・ライフ・バランス	31.0 %	43.0 %	増加	○
4	市審議会等（法令・条例設置）委員への女性登用率	31.3 % (2015年度値)	31.5 % (2020年4月)	30.0 %	○
5	事業所における女性管理職の割合（男女共同参画事業所意識調査）	6.9 %	15.4 %	増加	○
6	事業所における育児・介護休業制度導入状況（男女共同参画事業所意識調査）	60.0 %	25.5 %	60.0 %	×
7	「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」3つとも大切にしている人の割合（男女共同参画市民意識調査）	27.5 %	25.5 %	増加	×
8	豊川市市民意識調査における「男女共同参画市民満足度」	29.0 %	31.2 %	34.0 %	△
9	女性人材リスト登録者数	81 人	80 人	120 人	×

注記：○目標を達成。△改善したが目標は達成していない。×目標を達成していない。

第2章

計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

1 将来像

「自立と支え合いの男女共同参画社会」

本計画は、本市に住む人をはじめ、働く人、訪れる人など、本市に関係するすべての人が、ジェンダー平等の視点から、人権を尊重し、社会や地域、職場など、あらゆる分野に対等に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮でき、責任を担うことができる男女共同参画社会の実現を目的としたものです。

「豊川市男女共同参画推進条例」に定める基本理念に基づき、市と市民や教育に携わる者、市民活動団体、事業者が、あらゆる分野で男女共同参画の意識や視点を持ち、一人ひとりが自身の能力を活かしながら、自らの意思と責任のもとに自立し、男女が対等な社会の構成員として互いに認め合い、支え合う、心豊かな社会を目指します。

【豊川市男女共同参画推進条例基本理念（条例第3条）】

1. 男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として人権が尊重され、自らの意思と責任によりそれぞれの生き方を選択し、個性と能力を発揮する機会が均等に確保されること。
2. ジェンダーによる固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行が、社会のあらゆる分野の活動における男女の自由な選択を制限することのないよう配慮されること。
3. 男女が社会の一員として、社会のあらゆる分野における方針の決定、計画の立案等に対等に参画する機会が確保されること。
4. 男女が家庭においてそれぞれの個性を尊重し、家族の一員としての役割を果たすとともに、互いの協力と社会的支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動の両立ができるよう配慮されること。
5. 男女が互いの性の理解を深めるとともに、リプロダクティブ・ヘルス※とリプロダクティブ・ライツ※が尊重されること。
6. 男女共同参画の推進に向けた取組が国際的な理解と協調の下に行われること。

本計画を策定するにあたり、次のような重点的な取組に留意する必要があります。

(1) 男女双方の意識改革、理解の促進

女性も男性も、持続可能な働き方や仕事以外の個人としての多様な活動に参加し役割を持つことが、生涯にわたり豊かな人生をもたらすと考えられます。子どもをはじめ様々な世代で固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定概念、アンコンシャス・バイアス※（無意識の思い込み）などを植え付けず、男女双方の意識を変えていく取組などが不可欠です。

(2) 子どもへの男女共同参画の理解の促進

次代を担う子どもたちが、子どもの頃から男女共同参画への理解を深め、性別によってその可能性が狭められることなく、自立してそれぞれの個性と能力を伸ばすことができるよう健やかに成長していくことが重要です。

(3) あらゆる分野における女性の参画拡大

政治・経済・社会などあらゆる分野において、女性の活躍が進むことは、少子高齢化・人口減少の進展、人々の価値観の多様化が進む中で、様々な視点が確保されることにより、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を生み出します。このような社会を実現するため女性の活躍の機会を拡大していく必要があります。

(4) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

働くことを希望する全ての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく、働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮することが重要です。このため、ライフイベント等への対応も含め、多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が必要です。

(5) 男女共同参画の視点に立った生活上の困難者に対する支援

社会の変化を背景に、高齢者、単身世帯やひとり親世帯など、様々な生活困難を抱えている人々や、障害があること、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている人々もいます。こうした様々な生活困難を抱える人々が、自立し、安心して暮らしていけるよう、人権尊重や個人の置かれた状況に配慮した支援が必要です。

(6) 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではなく男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。また、あらゆる暴力に対する防止対策や被害者支援など幅広い取組を総合的に推進することが必要です。

これらのことを踏まえ、第2次計画で掲げた将来像「自立と支え合いの男女共同参画社会」を今後変わらない本市の男女共同参画社会の将来像として、本計画でも継承していきます。

2 基本目標

本市の男女共同参画社会の将来像を実現するため、「男女共同参画社会基本法」及び「豊川市男女共同参画推進条例」の基本理念と地域特性を勘案し、次のとおり3つの基本目標を定め、施策に取り組みます。

基本目標1

人権を尊重した男女共同参画社会に向けた意識の向上

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、持続可能な開発目標（SDGs）ではすべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児の能力強化の達成を目指しており、男女共同参画社会の形成にあたっては、根本となる人権を尊重できる人づくりは欠かせません。

男女共同参画社会実現の大きな障害となっている要因の一つには、長い時間をかけて人々の意識の中で形成された性差による固定的な役割分担意識があります。

このため、人権と男女共同参画に関する固定的な役割分担意識等の改革を一層進め、それを定着させるための広報・啓発を促進するとともに、旧来からの社会制度や慣行にとらわれない意識を幼少期から啓発するなど、全世代を対象とした男女共同参画社会の一層の意識醸成を図っていきます。

施策の方向1 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

施策の方向2 子どもへの男女共同参画の理解の促進

基本目標2

個性と能力を発揮して活躍できるまち (豊川市女性活躍推進計画)

男女共同参画社会においては、性別に関係なく、誰もが地域社会づくりの担い手として、その能力を十分に発揮し、生き生きと働くことができ、国や地方公共団体における政策や民間団体、地域における方針の立案及び決定などあらゆる分野において、平等に参画する機会が確保されることが重要です。

特に、職場は生活の経済的基盤を形成するものであり、女性に限らず誰もが多様で柔軟な働き方が実現できることや、性別による差別的な扱いを受けないことなど、個性と能力を発揮できる機会の確保が必要です。

ジェンダーにとらわれた旧来の社会通念や固定観念を取り除き、誰もが多様な働き方が選択できる職場づくりを進めるとともに、行政や地域社会の中において、女性が活躍する機会創出を積極的に進め、主に女性が担っていた分野への男性の参画を促し、性別に関係なく、職場、家庭生活、地域活動などあらゆる分野で個性と能力を発揮して活躍することができるまちを目指します。

施策の方向3 男女平等の職場環境づくりの推進

施策の方向4 女性の就業支援

施策の方向5 方針決定・計画立案等への女性の参画促進

施策の方向6 家庭・地域活動における男女共同参画の推進

施策の方向7 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

基本目標3**誰もが安心して暮らせるまち**

誰もが共に安心して暮らしていくうえで、最も基本的なことは、生涯にわたって健康で充実した生活を送ることです。家庭や地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化や家族形態の核家族化、地域社会における人間関係の希薄化などにより大きく変化しています。

こうした様々な問題に配慮し、市民のライフステージに沿った切れ目のない健康づくりを推進するとともに、誰もが自立し、社会を支える一員となるため、安心して暮らすことができる社会を構築することが必要です。

また、女性などに対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で根絶すべき重要な課題となります。

誰もが、それぞれのライフステージに応じた心身の健康と充実した生活環境づくりができ、生涯にわたり健康で安心して暮らせるまちを目指します。

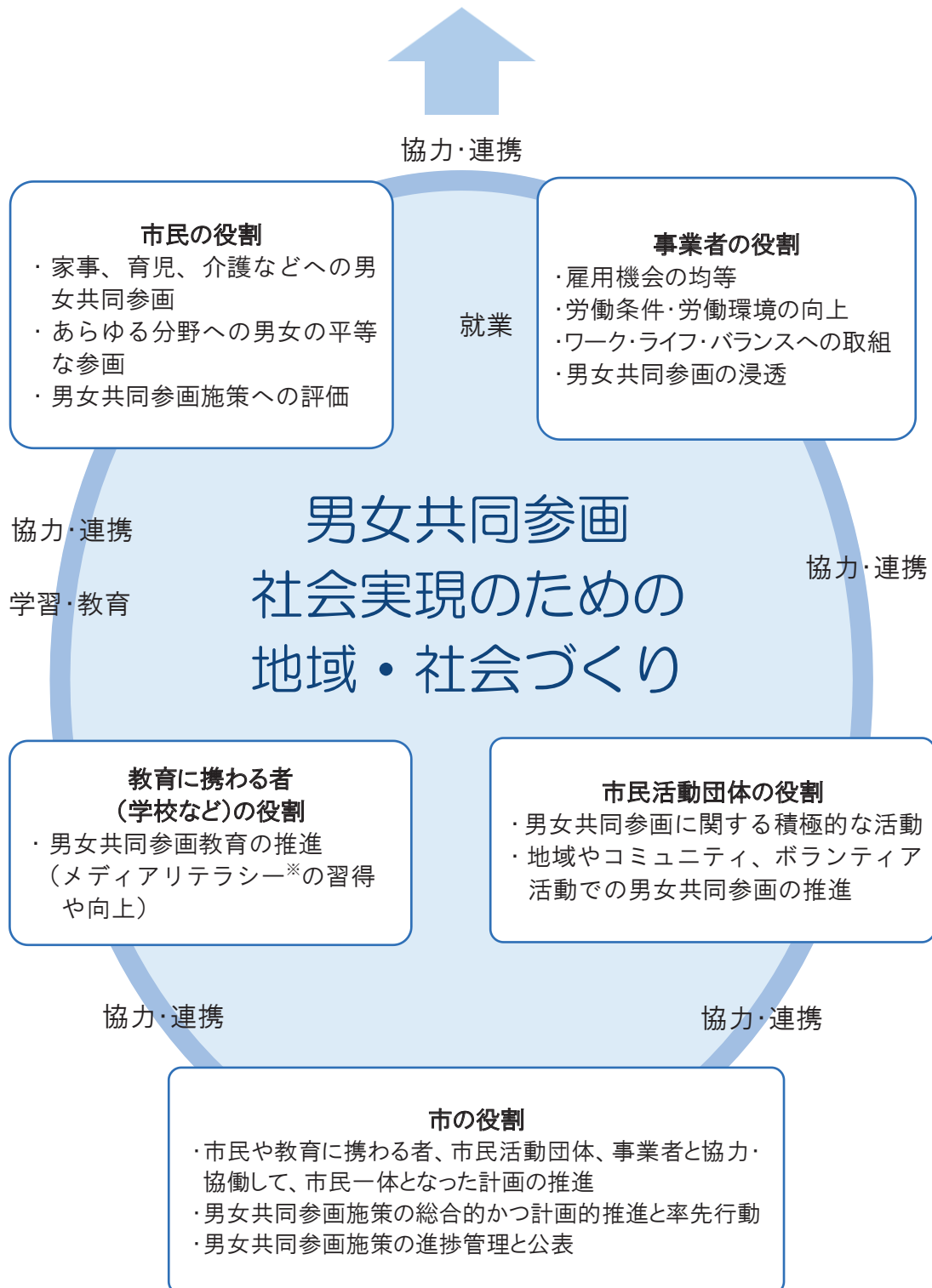
施策の方向8 生涯を通じた健康づくりの支援**施策の方向9 誰もが安心して暮らせる生活環境づくり****施策の方向10 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶
(豊川市DV防止基本計画)**

3

基本計画概念図

自立と支え合いの男女共同参画社会

「豊川市男女共同参画基本計画」の推進



基本目標

施策の方向

基本施策

人権を尊重した男女
共同参画社会に向け
意識の向上

1 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

- ①男女共同参画推進のための広報・啓発の一層の推進
- ②男女共同参画に関する調査研究及び情報発信の強化
- ③多様なメディアを活用した男女共同参画の推進

2 子どもへの男女共同参画の理解の促進

- ④保育及び学校における人権教育及び男女共同参画の推進
- ⑤あらゆる職場における男女共同参画の推進

3 男女平等の職場環境づくりの推進

- ⑥雇用機会均等の促進

4 女性の就業支援

- ⑦労働条件・労働環境の向上
- ⑧女性の活躍を支援する多様な働き方の推進
- ⑨女性の就業継続・再就職・起業の支援

5 方針決定・計画立案等への女性の参画促進

- ⑩職場や地域活動における方針決定過程への女性の参画拡充
- ⑪女性の人材育成の促進

6 家庭・地域活動における男女共同参画の推進

- ⑫家庭・地域活動における男女共同参画の推進

7 ワーク・ライフ・バランス
（仕事と生活の調和）の推進

- ⑬ワーク・ライフ・バランスの推進と啓発
- ⑭男性の家庭・地域活動等への参画促進
- ⑮子育て環境の充実化
- ⑯介護環境の充実化

8 生涯を通じた健康づくりの支援

- ⑰学校、家庭、職場における健康づくりの促進
- ⑱ライフステージに対応したリプロダクティブ・ヘルス／

9 誰もが安心して暮らせる生活環境づくり

- ⑲男女共同参画の視点に立った生活上の困難者に対する支
- ⑳性的指向や性自認についての理解促進

10 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶
（豊川市 DV 防止基本計画）

- ㉑暴力、児童・高齢者・障害者虐待等の防止対策の推進
- ㉒多様なハラスメントの防止対策の推進

第3章

施策の展開

第3章 施策の展開

基本目標1

人権を尊重した男女共同参画社会に向けた意識の向上

施策の方向1 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

【 現状と課題 】

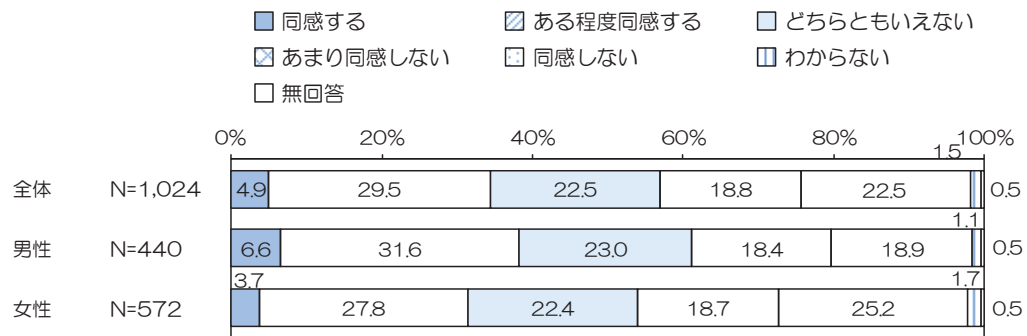
本市では、性別による差別や偏見をなくすため、男女共同参画情報紙「ゆい」の発行や市民向けの講演会・講座等の開催など、男女共同参画社会の実現に向けた啓発を実施してきましたが、男女共同参画市民意識調査では、「男女共同参画」という言葉を「知っている」と回答した人の割合は、49.3%となっています。

次に、「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感する」と「ある程度同感する」と回答した人は、全体として34.4%となっており、「男女共同参画社会基本法」については、「言葉だけ知っている」と回答した人は、41.9%、「内容まで知っている」と回答した人、8.2%でした。

「豊川市男女共同参画推進条例」については、「言葉だけ知っている」と回答した人は、26.0%であり、「内容まで知っている」と回答した人は、わずか1.8%であり、市民意識の向上を図るための取組が、まだまだ必要な状況です。

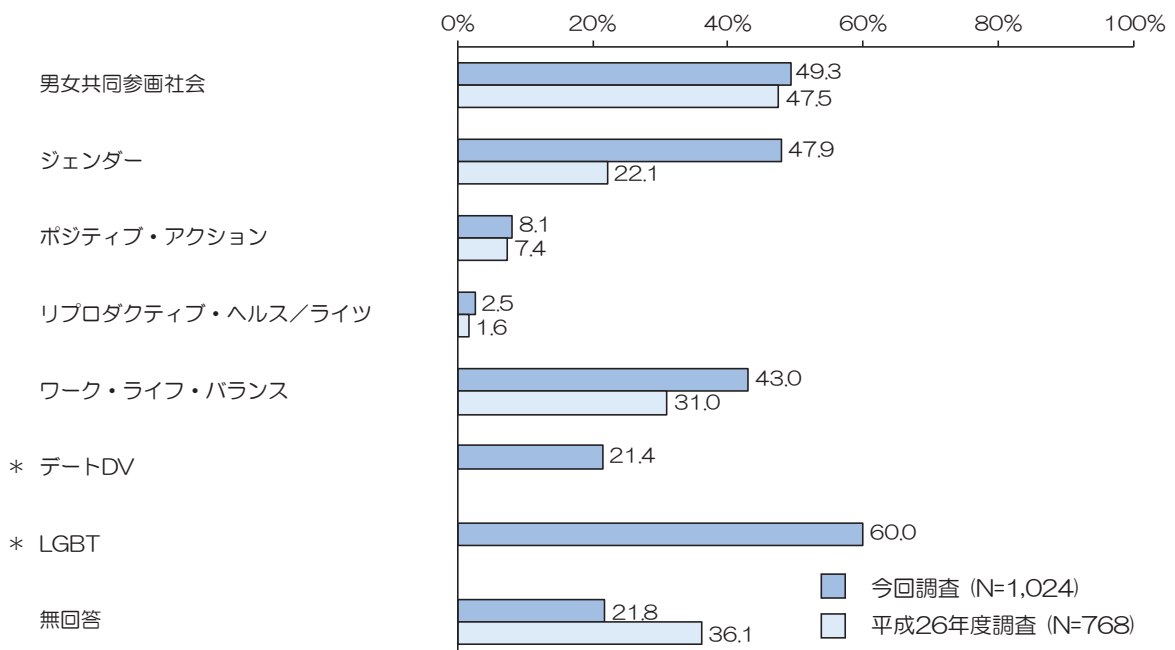
家庭、地域、職場、メディアなどのあらゆる場を通じて、すべての市民を対象に、男女共同参画の意義と必要性が正しく理解されるよう、引き続き広報・啓発に努めることが重要です。

■「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：豊川市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」2019（令和元）年度

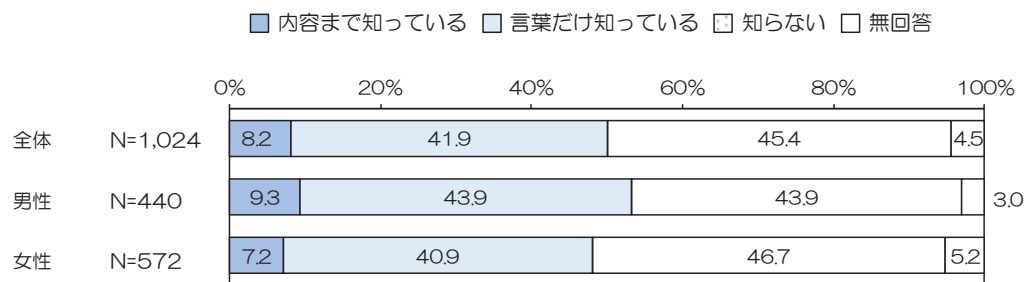
■男女共同参画に関する用語の周知度



資料：豊川市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」2019（令和元）年度

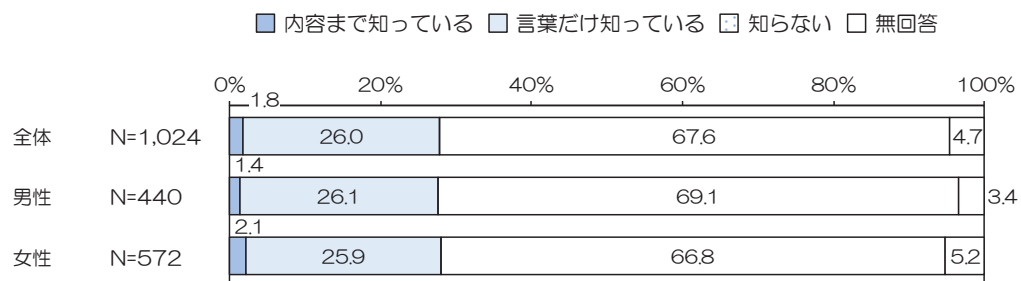
注記：*デートDV、LGBT（性的少数者）は令和元年度調査から追加

■男女共同参画社会基本法周知度



資料：豊川市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」2019（令和元）年度

■豊川市男女共同参画推進条例周知度



資料：豊川市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」2019（令和元）年度

基本施策 ①男女共同参画推進のための広報・啓発の一層の推進

人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、男女共同参画意識の高揚と理解の促進を図ります。また、各人が自らに保障された法律上の権利や、ジェンダーによる固定的性別役割分担意識*といった固定観念を生じさせないように、広報活動を始めとした各種啓発事業に取り組みます。

- 人権週間や男女共同参画週間などの機会を捉え、人権及び男女共同参画に関する啓発記事を掲載します。
- 男女共同参画情報紙「ゆい」（N E T ゆいを含む）を発行し、男女共同参画に関する理解の促進と啓発を実施します。
- 男女共同参画社会基本法を始め、豊川市男女共同参画推進条例などの法律、条例を市民に周知し、男女共同参画社会の実現に向けた啓発と協力を促します。
- 各種パンフレットや啓発物品などを配布、貸出します。
- 講演会、講座、研修会など、市民協働などの手法を取り入れながら実施します。

【主な担当課】 人権交通防犯課

基本施策 ②男女共同参画に関する調査研究及び情報発信の強化

国や地方公共団体、市民活動団体などが行う男女共同参画に関する情報を収集して市民や事業所へ分かりやすく提供します。男女共同参画施策を一層充実させていくため、市民の男女共同参画に関する意識と事業所の男女共同参画に対する取組を調査します。

- 国や地方公共団体などの男女共同参画に関する情報の収集に努め、ホームページや情報紙を通じて分かりやすく提供します。
- 男女共同参画に関連する市民活動の情報を収集・提供します。
- 市民や事業所、職員などに対し男女共同参画に関する総合的な意識調査を定期的に実施します。

【主な担当課】 人権交通防犯課、市民協働国際課、秘書課

基本施策 ③多様なメディアを活用した男女共同参画の推進

多様なメディアに対し、人権や男女共同参画の視点に配慮した表示や表現をするよう働きかけをし、メディアからの情報を正しく読み解く市民のメディアリテラシーの向上を図る取組を推進します。

- 新聞・テレビなどのメディアにおいて人権及び男女共同参画に配慮した表示や表現をするよう働きかけます。
- 公的出版物、ホームページなどの文章表現やイラスト、写真においてジェンダーの視点に配慮した取組を進めます。
- 児童・生徒が課題や目的に応じて必要な情報を主体的に選択、判断、表現、処理し、受け手の状況などを踏まえて発信、伝達できる能力を養います。

【主な担当課】 人権交通防犯課、秘書課、学校教育課

施策の方向2 子どもへの男女共同参画の理解の促進

【 現状と課題 】

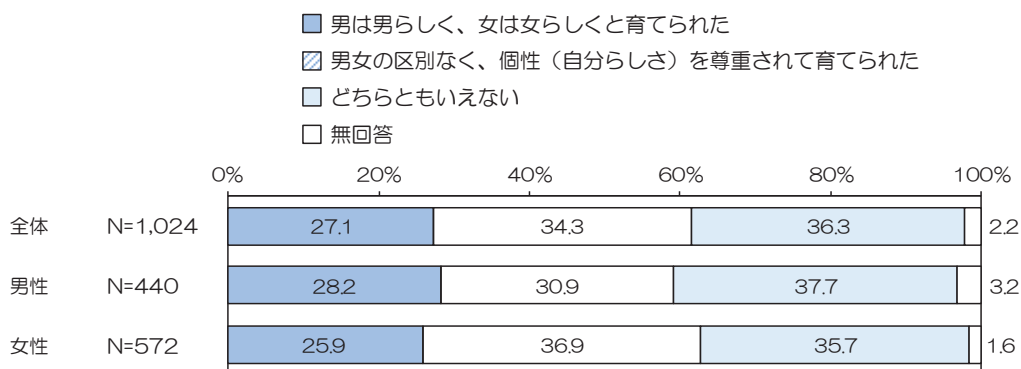
本市における教育行政の方向性を家庭や地域、学校、行政が共有し、一体となって豊川の人づくりを推進していくための指針である「第2期豊川市教育振興基本計画（平成29年）」では、「豊かな心と健やかな体を育む教育を実現します」との基本目標を定め、道德教育の充実や人権教育を推進しています。

男女共同参画市民意識調査では、「男女の区別なく、個性（自分らしさ）を尊重されて育てられた」と回答した人の割合が34.3%、「男は男らしく、女は女らしくと育てられた」と回答した人は、27.1%となっています。

次に、男女共同参画社会の形成をより積極的に推進していくために、行政はどのようなことに力を入れていくことが必要だと思うかについて、学校教育の面からみると、「学校教育において子どもたちが男女共同参画に関する正しい知識を習得できるようメディアリテラシーについての学習の充実を図る」と回答した人が21.5%、「学校教育や社会教育等の生涯学習の場で男女平等と相互理解についての学習の充実を図る」と回答した人は17.1%となっています。

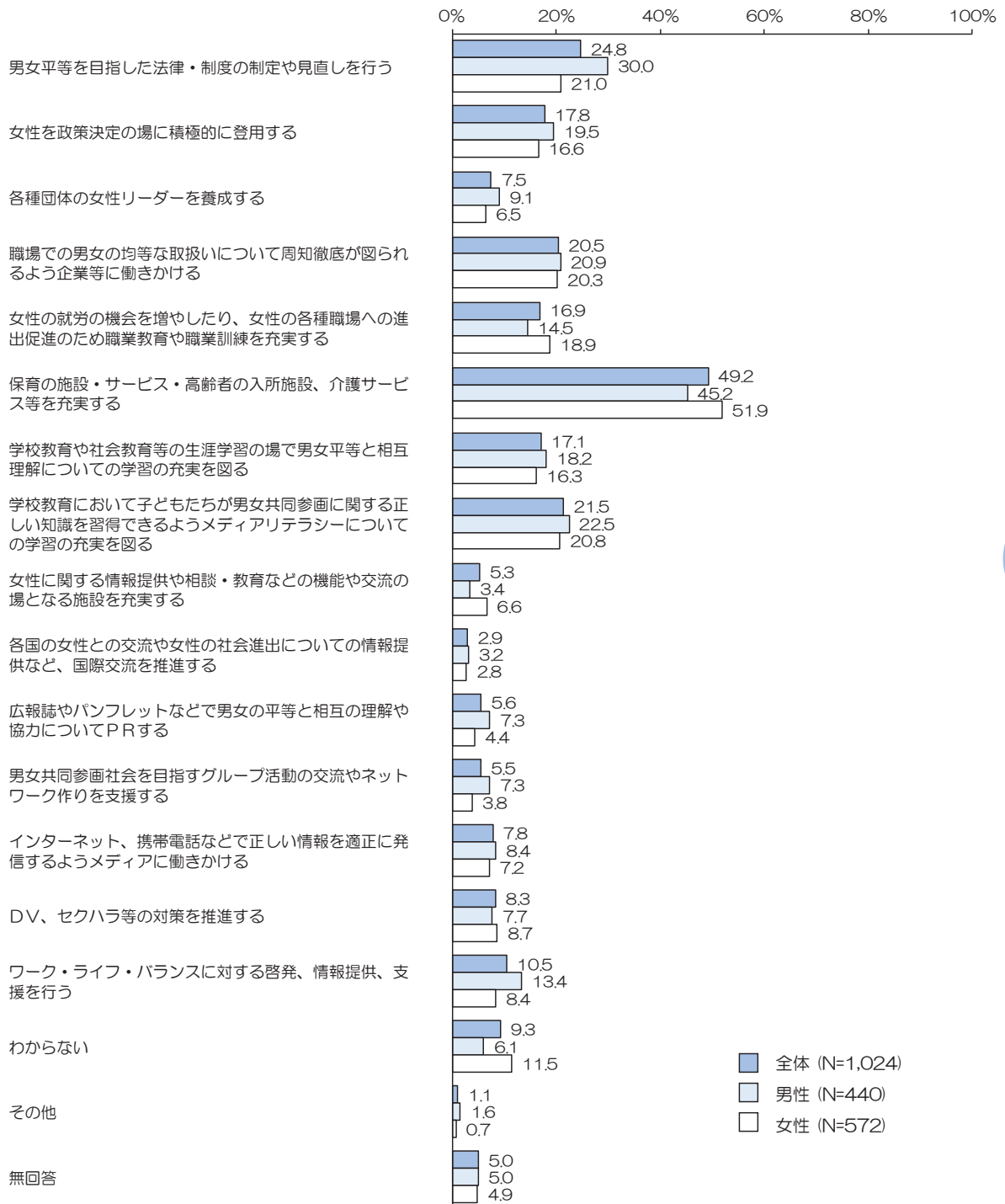
次代を担う子どもたちが、子どもの頃から男女共同参画の理解を深め、性別にとらわれず、個人としての能力を活かした多様な選択を可能にする教育に取り組む必要があります。

■子育てについて



資料：豊川市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」2019（令和元）年度

■今後の行政の取組に必要なことについて



資料：豊川市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」2019（令和元）年度

基本施策 ④保育及び学校における人権教育及び男女共同参画の推進

保育及び学校教育において、人権及び男女共同参画の意識づくりにつながる教育や事業、学習教材の導入を進めるとともに、教職員等に対する研修を充実・強化します。

- 児童・生徒にお互いの個性や能力を尊重し、協力して行動する心の育成を図るため、人権の尊重と男女共同参画についての学習を学校の実情に応じて実施します。
- 小・中学校カリキュラムにおける男女共同参画教育を研究し、導入します。
- 男女共同参画を考慮した学習教材を選択します。
- 保育園や小・中学校の事業に性別を問わず多くの保護者や家族、地域住民が参加できる機会をつくります。
- 児童・生徒の男女共同参画についての関心を高めるため、作品の募集及び募集した作品の展示をし、市民に対して啓発を行います。
- 小・中学校の実情に応じて男女混合名簿を取り入れ、名簿の扱いについては、個人情報漏えいに注意します。
- 心の問題を抱える児童・生徒やその保護者及び小・中学校関係者に対する心理教育相談を実施します。
- 教員、養護教諭、保育士を対象に研修を実施します。

【主な担当課】学校教育課、保育課、人権交通防犯課

基本目標2

個性と能力を発揮して活躍できるまち (豊川市女性活躍推進計画)

施策の方向3 男女平等の職場環境づくりの推進

【 現状と課題 】

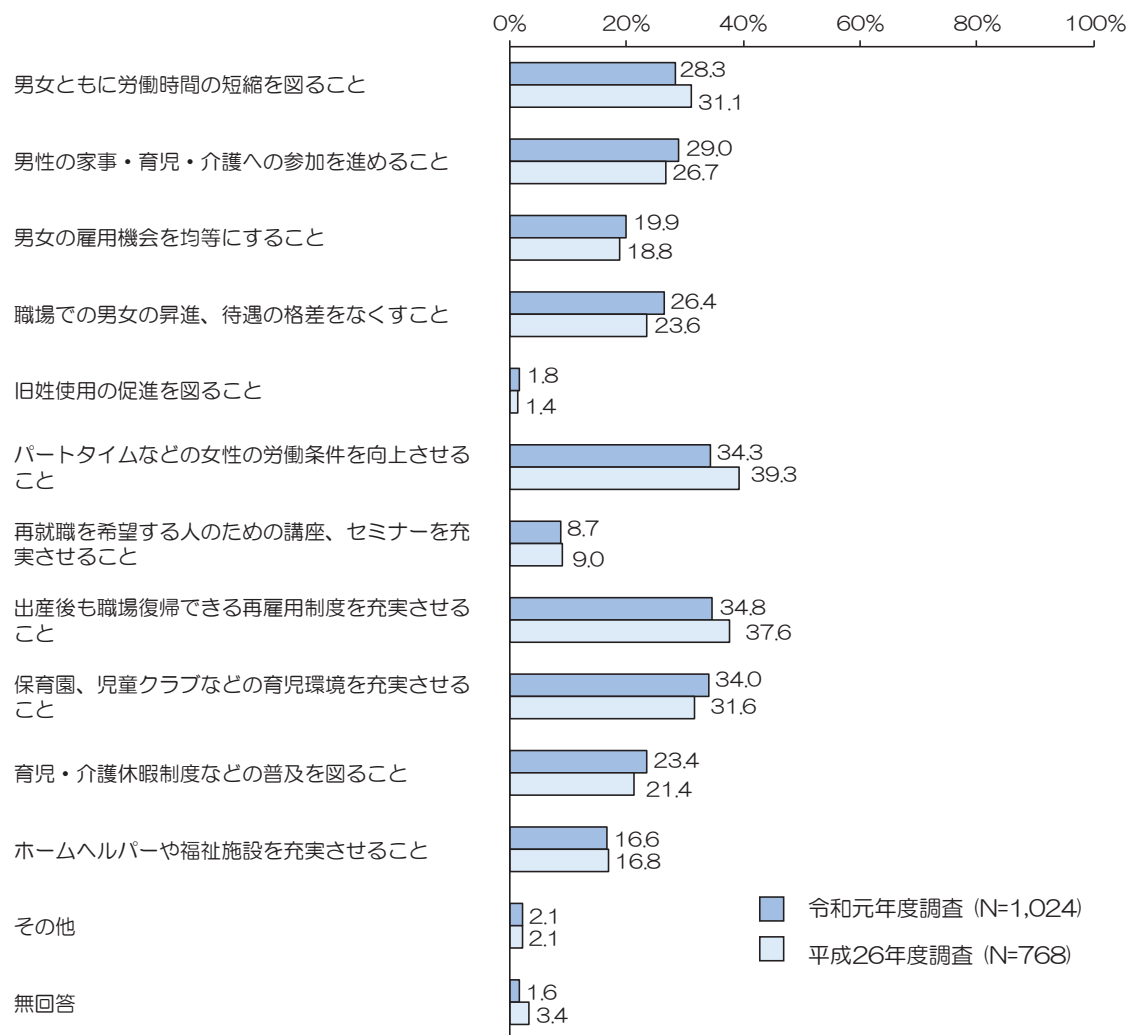
本市では、市民や事業所に対し、男女共同参画に関わる法律の改正の周知を図るとともに、雇用や就労における男女の格差を解消するための啓発や柔軟な勤務形態の導入への取組を促してきました。

しかしながら、女性の労働力率は、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるいわゆる「M字カーブ」となっています。これは、結婚、出産、育児期に離職する女性が多いことによるものです。

男女共同参画市民意識調査では、「男女ともに働きやすい社会環境をつくるために重要なこと」については、「出産後も職場復帰できる再雇用制度を充実させること」「パートタイムなどの女性の労働条件を向上させること」が高い割合となっています。

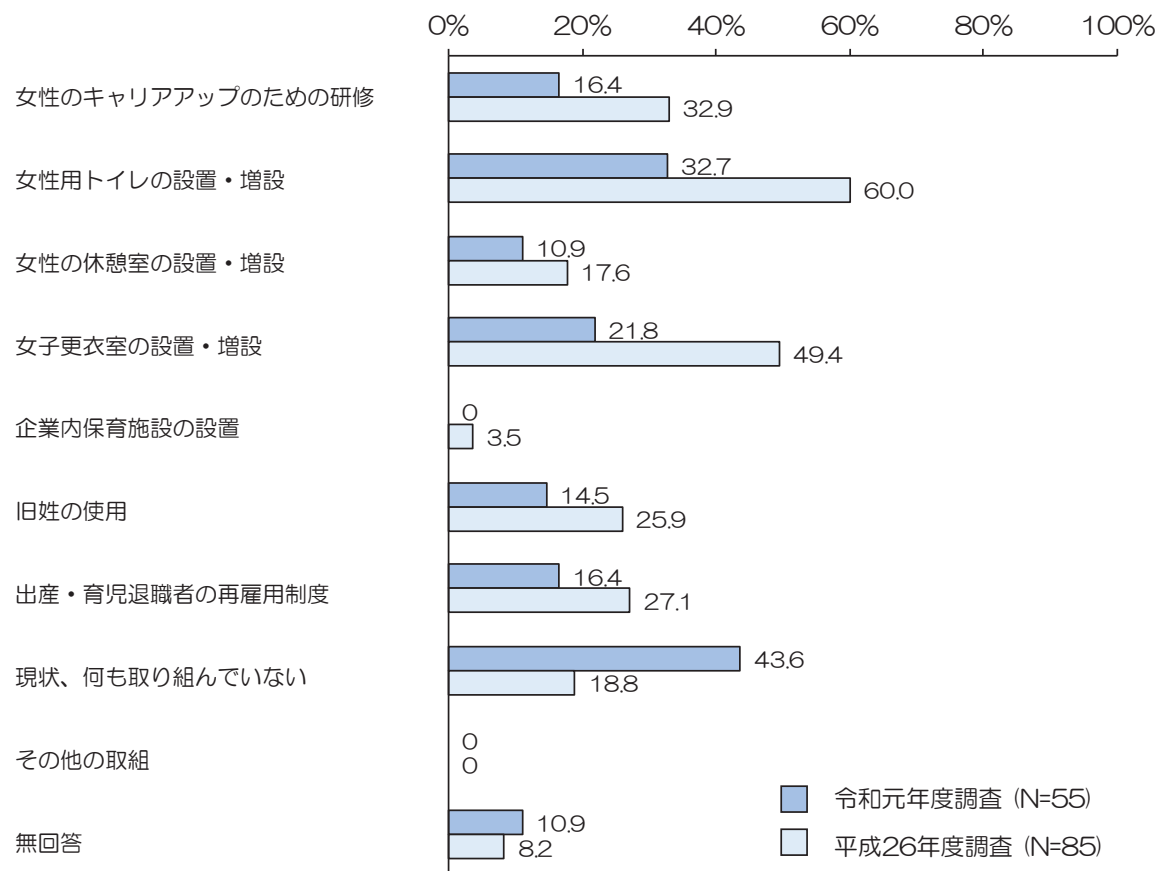
働く場における男女平等を図るため、企業における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）※を促進するとともに、結婚・出産・介護などによる女性の離職を減らし、出産・育児・介護などにより一時的に仕事を離れた後の再就職に向けた支援や、個人の意欲と能力が活かされる環境づくりを進め、女性の活躍を推進していくことが重要です。

■男女ともに働きやすい社会環境をつくるために重要なことについて



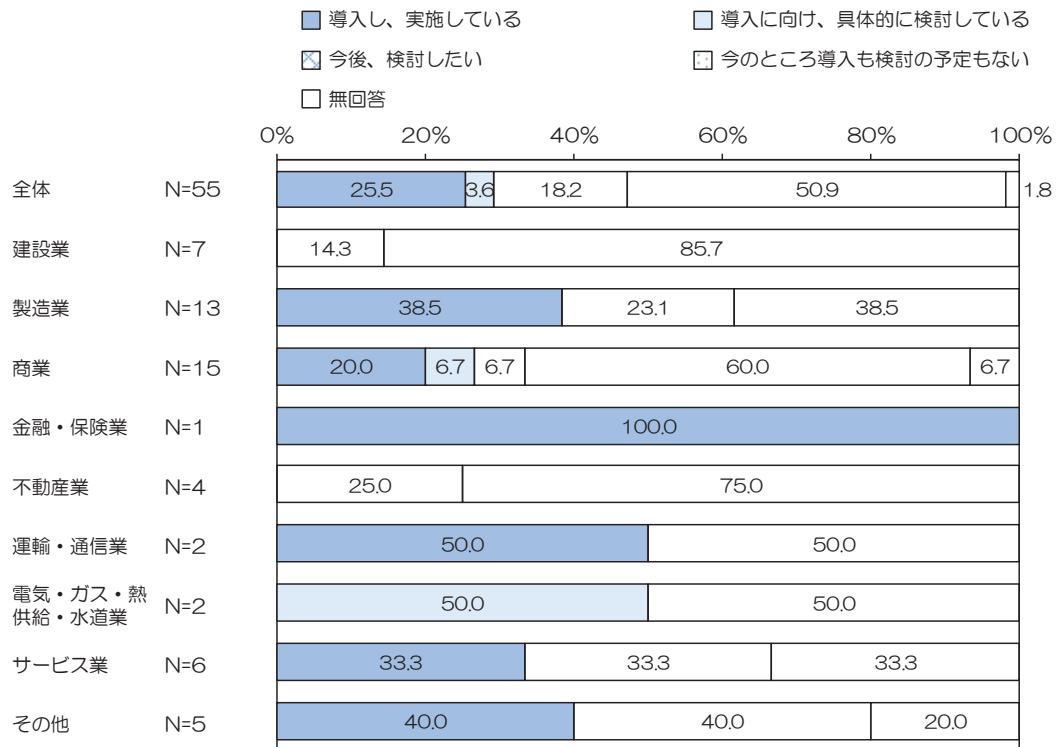
資料：豊川市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」2019（令和元）年度

■女性従業員が働きやすくなるための取組について



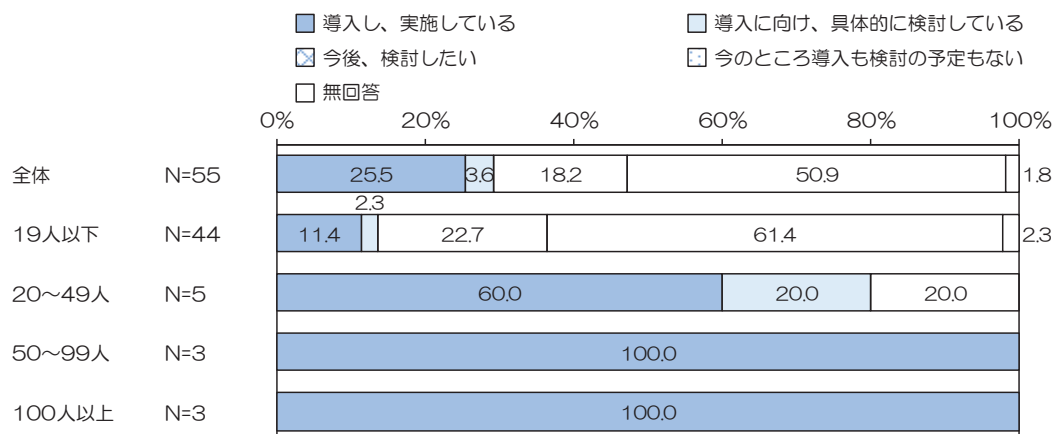
資料：豊川市「男女共同参画に関する事業所意識調査報告書」2019（令和元）年度

■育児・介護休業制度について（業種別）



資料：豊川市「男女共同参画に関する事業所意識調査報告書」2019（令和元）年度

■育児・介護休業制度について（従業員の規模別）



資料：豊川市「男女共同参画に関する事業所意識調査報告書」2019（令和元）年度

基本施策 ⑤あらゆる職場における男女共同参画の推進

事業所や商工業、農林水産業などの自営業者に対して、男女共同参画への理解と取組の重要性を周知し、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進を促します。

- 性差別のない職場づくりや女性活躍の裾野を広げるための啓発を実施します。
- 男女共同参画への理解と取組み意識を高めるための出前講座を開催します。
- 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組を促進するための情報を提供します。
- 農業における労働環境の改善を促すため、「家族経営協定」の普及啓発を実施します。
- 農村生活アドバイザーを積極的に活用します。

【主な担当課】 人権交通防犯課、商工観光課、農務課

基本施策 ⑥雇用機会均等の促進

事業所に対し、雇用機会均等法などの労働関係法律の周知を強化していくとともに、雇用に関する情報提供を充実させ、男女平等な雇用機会均等を啓発します。

○市民及び事業所に対し、雇用機会均等法及び労働基準法など、雇用に関する法律について周知や啓発を進めます。

○事業所に対し、男女の均等な雇用機会の確保を図るための啓発を実施します。

【主な担当課】 商工観光課、人権交通防犯課

基本施策 ⑦労働条件・労働環境の向上

事業主に対し、従業員の勤務形態や労働環境の整備、待遇などに関する情報の提供を充実し、男女の就労面における待遇や環境改善、格差解消を図るための啓発を推進します。

○事業主に国が行う事業所内保育施設の設置に対する助成制度を周知し、労働環境の整備・充実を促します。

○事業主に対して男女同一待遇、同一賃金や同一価値労働に対する正規・非正規労働者の格差解消の啓発を実施します。

【主な担当課】 商工観光課、人権交通防犯課

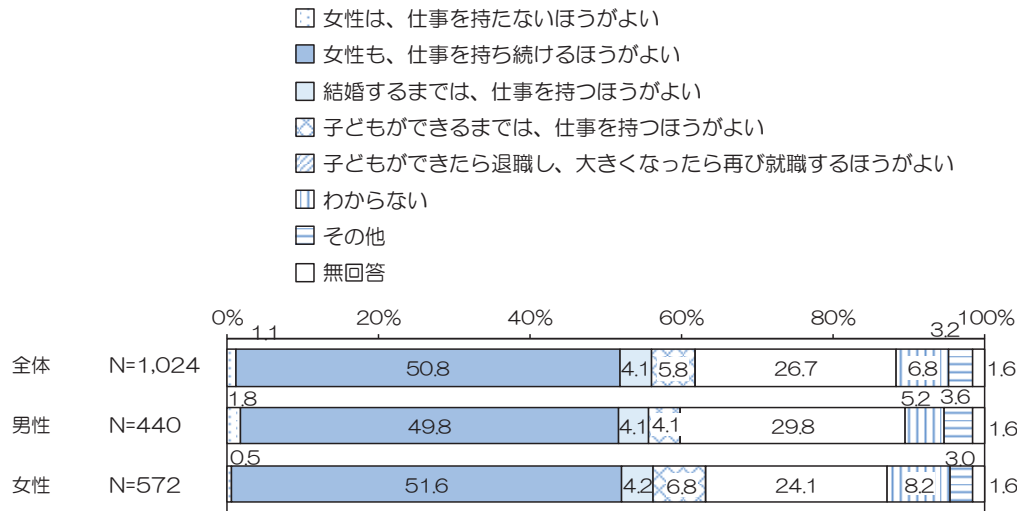
施策の方向4 女性の就業支援**【 現状と課題 】**

女性活躍の裾野を広げていくためには、働くことを希望する女性が容易に就職できることや、働く女性が能力を十分に発揮しながら働き続けることのできる社会づくりが必要です。一方で、少子高齢化により生産労働人口の減少が進み労働力不足が懸念されている中、女性の活躍は、将来にわたり持続可能である経済を築くために重要になります。

男女共同参画市民意識調査では、「女性が仕事を持つこと」について「女性も仕事を持ち続けるほうがよい」との回答が半数を超えており、女性の就業継続への全体意識が高くなっていますが、男女共同参画事業所意識調査の結果を見ると、「女性従業員の人材活用にあたっての問題」について「家庭の状況を考慮する必要がある」との回答が50.9%と最も高く、女性が働き続けることを阻んでいると考えられます。

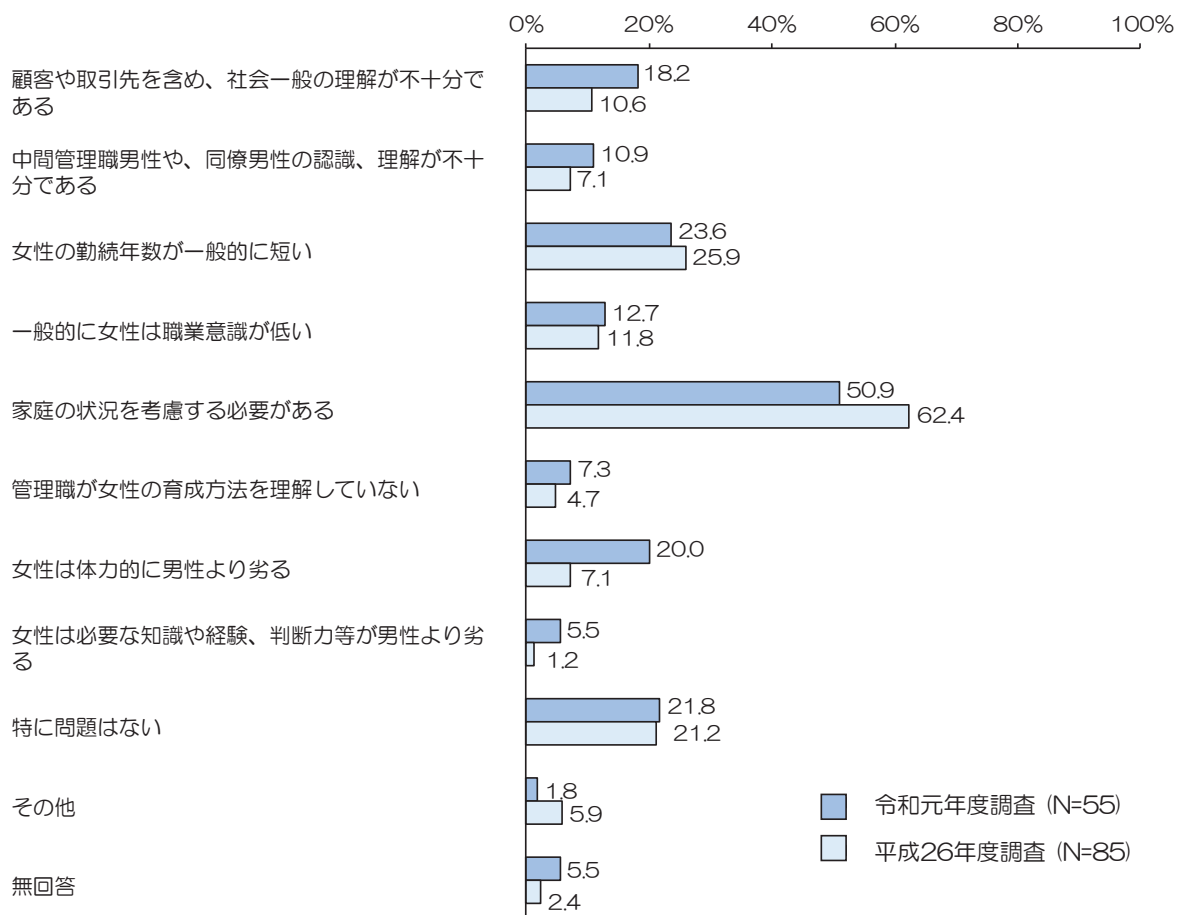
多様な生き方や働き方があることを前提として、自身のキャリア形成や家庭の状況等に応じて希望した形で働くことができるよう、就業の継続や起業、あるいは育児や介護で一度離職した人が再就職や職場復帰できるような職場環境の整備、情報収集・提供、相談やセミナーの開催などの支援が必要です。また、働くことを希望するすべての女性が安心して働けるように、事業所等への啓発、職場環境の整備、制度の普及や取得促進が必要です。

■女性が仕事を持つことについて



資料：豊川市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」2019（令和元）年度

■女性従業員の人材活用にあたっての問題について



資料：豊川市「男女共同参画に関する事業所意識調査報告書」2019（令和元）年度

基本施策 ⑧女性の活躍を支援する多様な働き方の推進

女性が柔軟に働ける環境や、女性の人材活用の機会を増やしていくため、事業所などに対して、女性の活用や柔軟な働き方などの啓発を進めます。

- えるぼし認定[※]やあいち女性輝きカンパニー認証制度[※]についての情報提供を行い、女性の就業機会や人材活用など女性活躍推進への啓発を実施します。
- 事業所に対し、テレワーク[※]やフレックスタイム制[※]など、柔軟な勤務形態に関する情報を提供し、制度の導入等を促進します。

【主な担当課】 人権交通防犯課、商工観光課

基本施策 ⑨女性の就業継続・再就職・起業の支援

家庭の状況等に応じて希望した形での働き方ができるように、就業の継続やあるいは女性のライフステージに対応した再就職の支援や、起業などにチャレンジするための情報提供や啓発を進めます。

- 出産・育児によってキャリアが中断されることのないよう、キャリア継続・キャリアアップのための啓発を行います。
- 生涯を通じて社会と関わりを持ちながら活躍できるよう、結婚・出産・子育てにより離職した者への学習支援や能力開発を支援する講座を開催します。
- 国などが実施する女性のチャレンジや起業に関する情報提供と啓発を実施します。

【主な担当課】 人権交通防犯課、商工観光課

施策の方向5 方針決定・計画立案等への女性の参画促進

【 現状と課題 】

本市では、女性の審議会等へ登用促進を図るため、「豊川市審議会等委員への女性登用促進ガイドライン」を定め、市の審議会などについて2020（令和2）年度末までのできるだけ早い時期に女性委員の割合を30%以上にすることを目標に取り組んできました。その結果、2014（平成26）年度以降、30%を超えており、県内でも上位に位置しています。

今後においても、女性の占める比率を高めるとともに、男女の構成割合の不均衡を是正するなど、男女が対等な立場で政策、方針決定の場に参画することを推進していく必要があります。

■豊川市における審議会等委員への女性登用率推移（※付属機関を対象。名古屋市を除く数値。）

年度	女性登用率	県内平均率	順位
2008（平成20）年	20.97%	23.46%	23位/34市
2009（平成21）年	24.04%	23.83%	17位/34市
2010（平成22）年	23.80%	24.55%	21位/35市
2011（平成23）年	21.79%	25.11%	23位/36市
2012（平成24）年	25.00%	24.11%	12位/37市
2013（平成25）年	28.74%	24.58%	7位/37市
2014（平成26）年	31.18%	25.69%	6位/37市
2015（平成27）年	31.29%	26.25%	6位/37市
2016（平成28）年	33.48%	27.03%	6位/37市
2017（平成29）年	32.72%	27.53%	5位/37市
2018（平成30）年	31.21%	27.76%	8位/37市
2019（令和元）年	31.04%	27.85%	8位/37市
2020（令和2）年	31.49%	28.02%	9位/37市

資料：豊川市「審議会等に関する各種ガイドラインの適用状況等に係る実態調査」

注記：2020（令和2）年4月1日現在

■管理職相当職の人数・女性の割合（業種別・従業員の規模別）

		事業所数 (件)	管理職相当数 (人)	うち女性数 (人)	女性の割合 (%)
全体		55	208	32	15.4
《業種別》	建設業	7	12	4	33.3
	製造業	13	54	5	9.3
	商業	15	25	9	36.0
	金融・保険業	1	59	0	0.0
	不動産業	4	4	2	50.0
	運輸・通信業	2	6	1	16.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	2	6	1	16.7
	サービス業	6	26	3	11.5
	その他	5	16	7	43.8
《規模別》	19人以下	44	75	28	37.3
	20～49人	5	12	1	8.3
	50～99人	3	34	1	2.9
	100人以上	3	87	2	2.3

資料：豊川市「男女共同参画に関する事業所意識調査報告書」2019（令和元）年度

基本施策 ⑩職場や地域活動における方針決定過程への女性の参画拡大

事業所及び団体、地域に対し、方針や意思決定の場において、女性の参画拡大を啓発し、女性の役員や管理職などへの登用を促進します。また、市が設置する審議会等委員の男女構成割合が均衡となるように、とりわけ女性の少ない審議会などにあっては、女性の登用を促進するとともに、審議会などに市民からの意見を反映するように取り組みます。

- 事業所における役員や管理職への女性の登用を促進し、女性の能力が発揮できる機会を支援します。
- 団体、地域における女性役員登用など地域活動や市民活動に男女が平等に参画できる環境づくりに努めます。
- 政策・方針決定の場における性別不均衡の是正を図るとともに、審議会等委員の女性比率が40%以上となるよう、女性の委員登用を促進します。
- 性別を問わず広く市民からの意見・提言を反映するため、審議会など委員への市民公募による登用を促進します。

【主な担当課】人権交通防犯課、商工観光課、関係各課

基本施策 ⑪女性の人材育成の促進

女性があらゆる分野において能力を発揮できるよう、学習・教育機会を提供するとともに、女性のライフステージに対応した柔軟な能力開発機会を設けます。

- 女性が地域活動や団体活動に積極的に参加し、リーダーや団体などの役員に登用されるよう、人材養成に向けた講座の参加を促進します。
- 地域における女性リーダーを発掘、育成するとともに、女性人材リストを作成し、その人材を活用します。

【主な担当課】人権交通防犯課

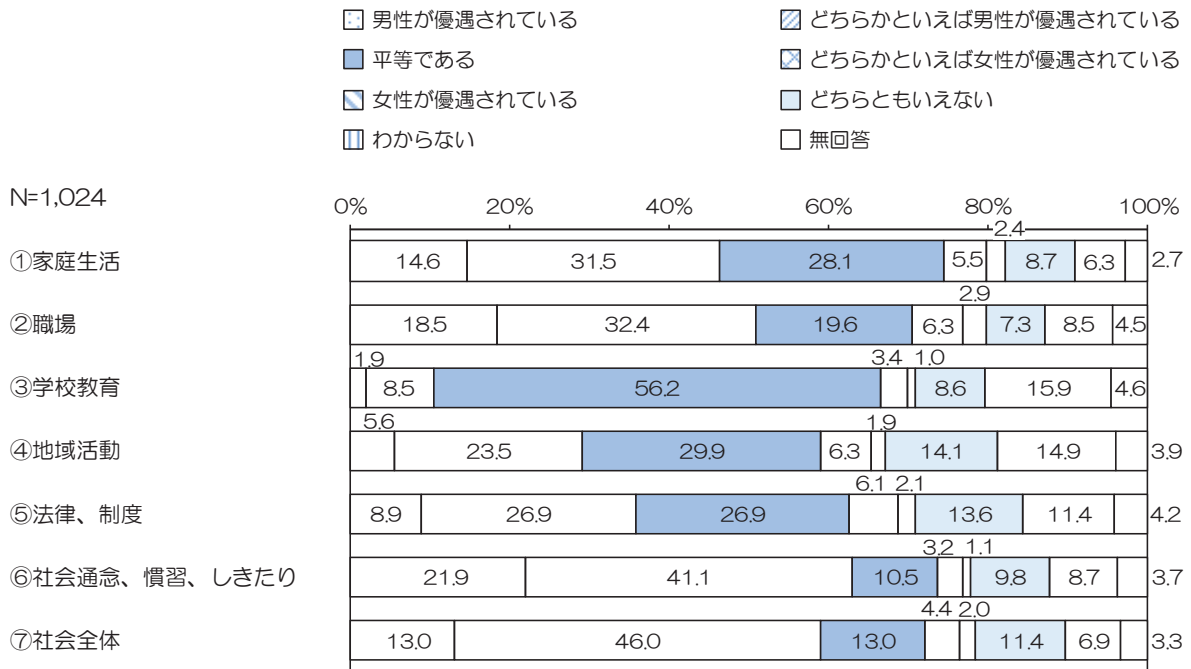
施策の方向6 家庭・地域活動における男女共同参画の推進**【 現状と課題 】**

男女共同参画市民意識調査では、「男女の平等観」について「平等である」と回答した人は、「家庭生活」においては28.1%、「職場」においては19.6%、「学校教育」56.2%、「地域活動」29.9%、「法律、制度」26.9%、「社会通念、慣習、しきたり」10.5%、「社会全体」13.0%となっており、「家庭生活」や「職場」、「社会通念、慣習、しきたり」、「社会全体」では依然として多くの人が「男性優位」と回答しています。

家族形態や育児・介護のスタイルが多様化し、男性の家庭生活への参画が重要視されてきており、各家庭においてお互いを尊重し、話し合い、対等な立場でそれぞれの役割を担っていくことが大切です。

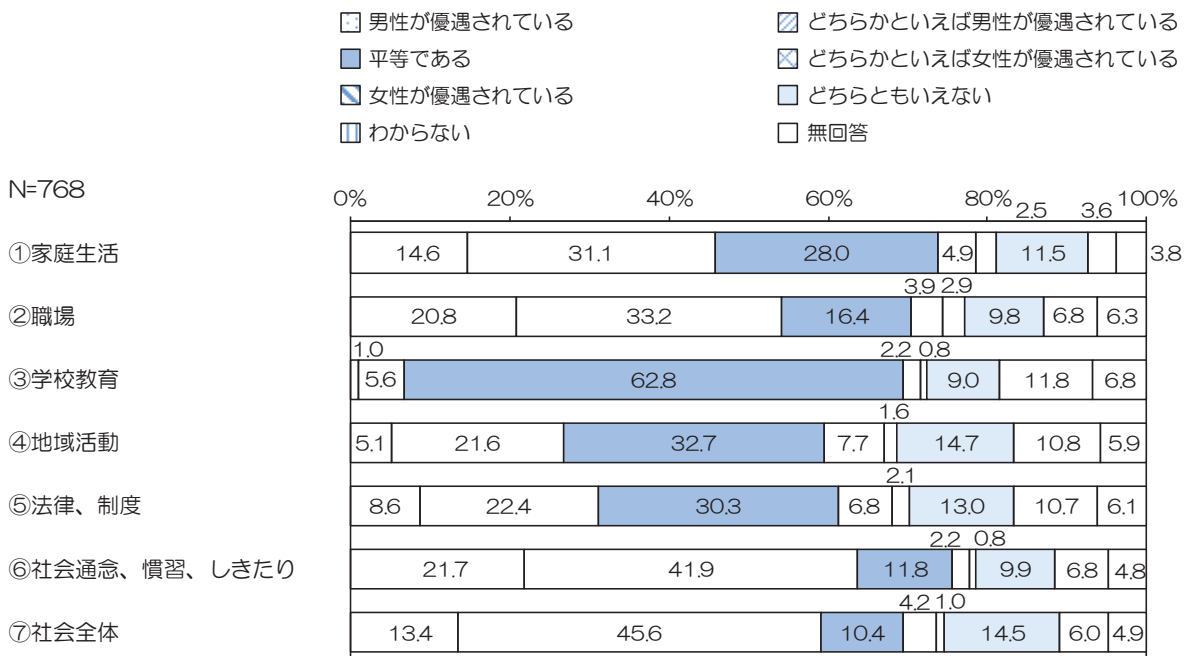
地域においては、特に町内会活動では、前例踏襲の傾向が依然として強く残っており、女性の参画が進んでいません。また、災害に強いまちづくりに向けては、自主防災会など地域の防災力を高めるためにも男性の視点だけでなく、女性の視点から意見を取り入れた体制づくりが重要です。

■男女の平等観について 2019（令和元）年度



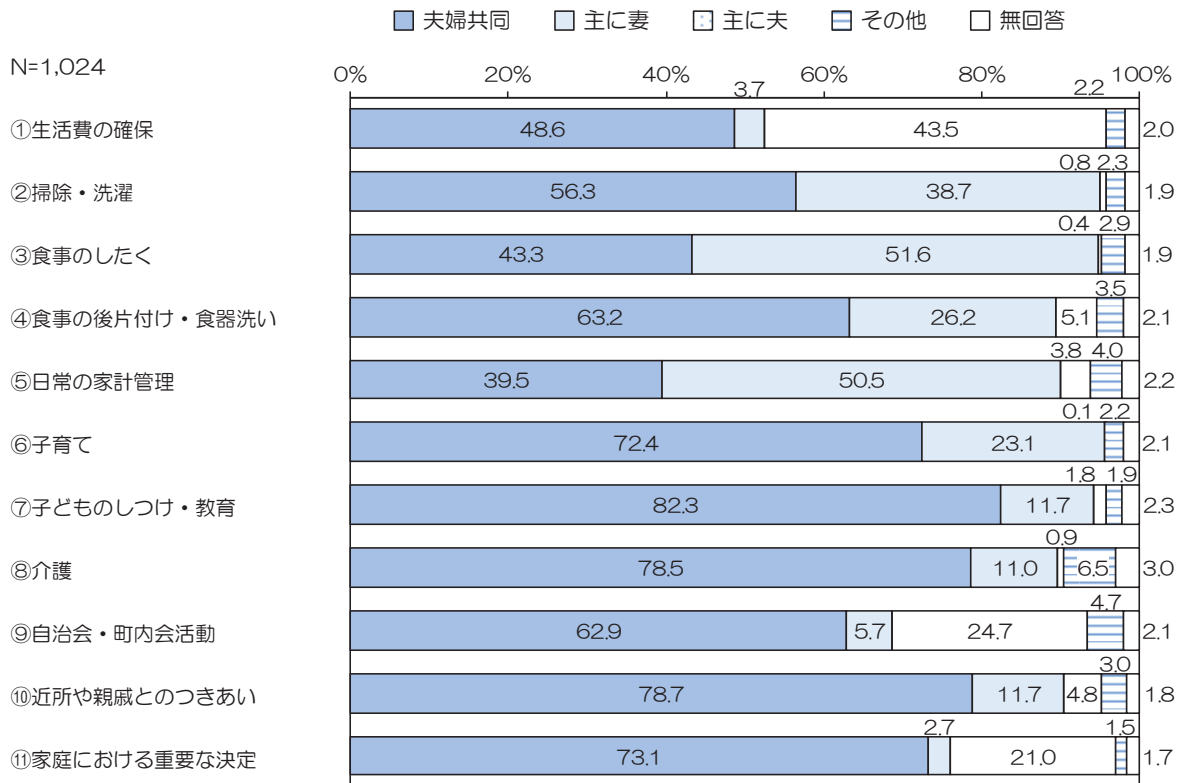
資料：豊川市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」2019（令和元）年度

■男女の平等観について 2014（平成26）年度

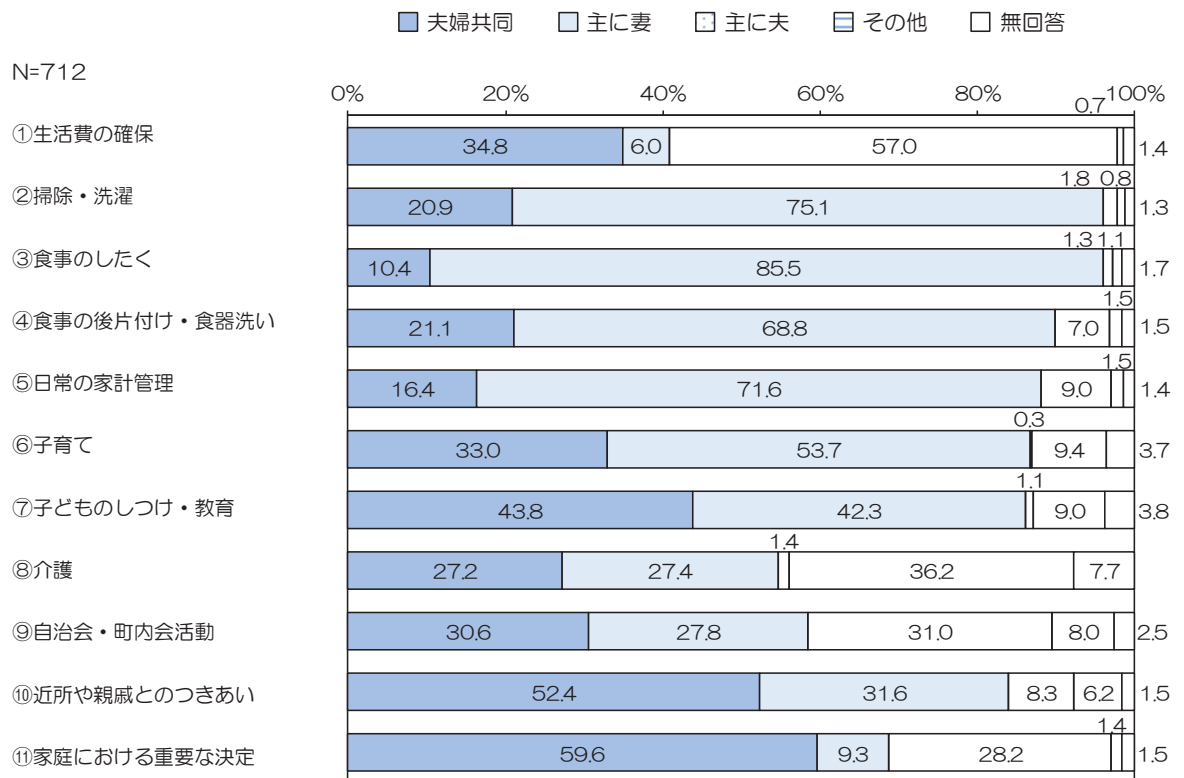


資料：豊川市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」2014（平成26）年度

■家庭での役割（理想）



■家庭での役割（実際）



資料：豊川市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」2019（令和元）年度

基本施策 ⑫家庭・地域活動における男女共同参画の推進

家庭や地域に対し、男女共同参画についての啓発や学習の機会を提供し、地域やボランティア・市民活動団体が行う活動を支援します。

- 家庭や地域、市民活動団体向けの男女共同参画の学習機会を提供します。
- 家庭における男女共同参画を促進するため、「家庭の日」の普及啓発を実施します。
- 家事は女性の仕事という意識を改善するため、広報紙や情報紙、ホームページなどを利用して家庭での男女共同参画に関する情報を提供します。
- 男女双方の視点を取り入れ、自主防災会の牽引役である防災リーダーや防災ボランティアコーディネーターを養成する講座を実施します。
- 地域で活躍する団体や子育てサークルなどが実施する事業を支援し、団体の育成を図ります。
- 地域で活躍する団体やグループのネットワークづくりを促進します。
- 地域のボランティア活動への参加の機会を拡充するため、学習の機会やボランティア情報を提供します。
- 地域における伝統文化の継承、学習講座などを通じて、子どもや若者、高齢者など、世代間交流を実施します。

【主な担当課】 人権交通防犯課、生涯学習課、防災対策課、子育て支援課、市民協働国際課、農務課

施策の方向7 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進**【 現状と課題 】**

男女共同参画市民意識調査では、「ワーク・ライフ・バランスについて」の希望と現実では、大きな差が見られます。全体では希望として「『仕事』と『家庭生活』をともに優先したい」が29.3%で最も高くなっていますが、現実には、男性では「『仕事』を優先している」が46.8%、女性では「『家庭生活』を優先している」が29.0%となっています。前回調査と比べると、女性では「『仕事』を優先している」の回答が増加しています。「男女がともに家事、子育て、介護、地域活動などを行うために必要なこと」では、「仕事と家庭の両立について支援制度などの環境整備をする」が40.6%で最も高くなっています。また、男性の育児参加を促すためには、「男性が育児休暇制度を利用しやすくなること」が最も高く、制度はあるものの利用しづらい雰囲気はまだ強く残っています。

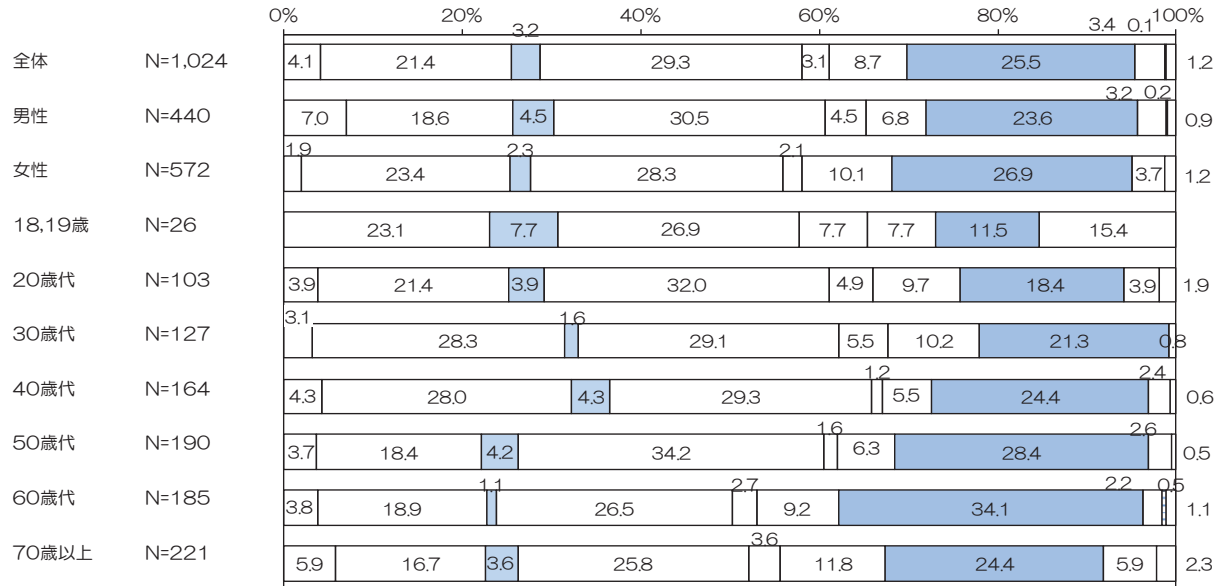
男女共同参画市民意識調査における介護では、「介護をする人」について「娘」24.7%、「妻」24.2%、「父母」15.4%、「息子」15.0%で上位2者は女性となっています。働く女性が増えている一方で、介護を理由に離職する割合は女性が高い状況*もあり、子育てや介護の女性への偏重を解消し、女性の職場への進出を促していくことが必要です。また、本市の合計特殊出生率は2015年以降連続して低下しており、介護保険の要介護認定者が増加傾向にあることから、少子・高齢化社会への対応が急務となっています。

このため、育児・介護に対する公的な支援はもちろんのこと、事業所における育児・介護休業制度を始めとしたワーク・ライフ・バランスに対する取組への理解の促進と男性の家事や育児、介護、地域活動への参画について意識の改革と醸成、多様なニーズに対応した誰もが働きやすい職場環境づくりの整備を進める必要があります。

* 2017（平成29）年の総務省「就業構造基本調査」によると、介護・看護を理由とした離職者数は全国で9.9万人であり、うち女性は7.5万人の75.8%と全体の約3/4を占めています。

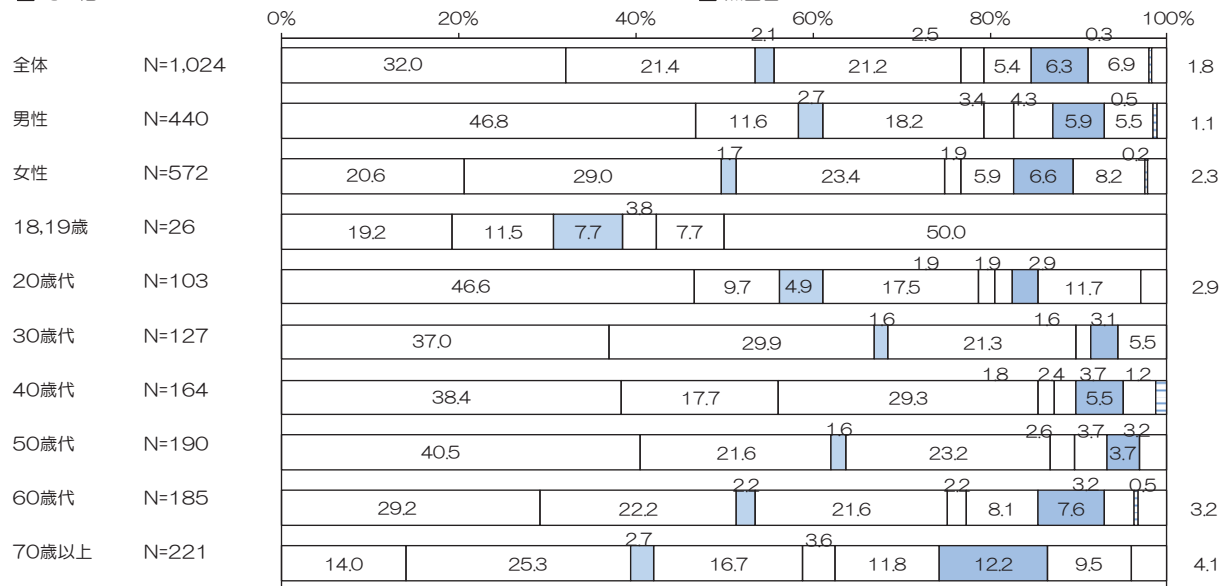
■ワーク・ライフ・バランスについて (希望)

- ☐ 「仕事」を優先したい
☐ 「地域・個人の生活」を優先したい
☒ 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
☐ 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の三つとも大切にしたい
☐ その他
- ☒ 「家庭生活」を優先したい
☒ 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい
☐ 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
☐ わからない
☐ 無回答



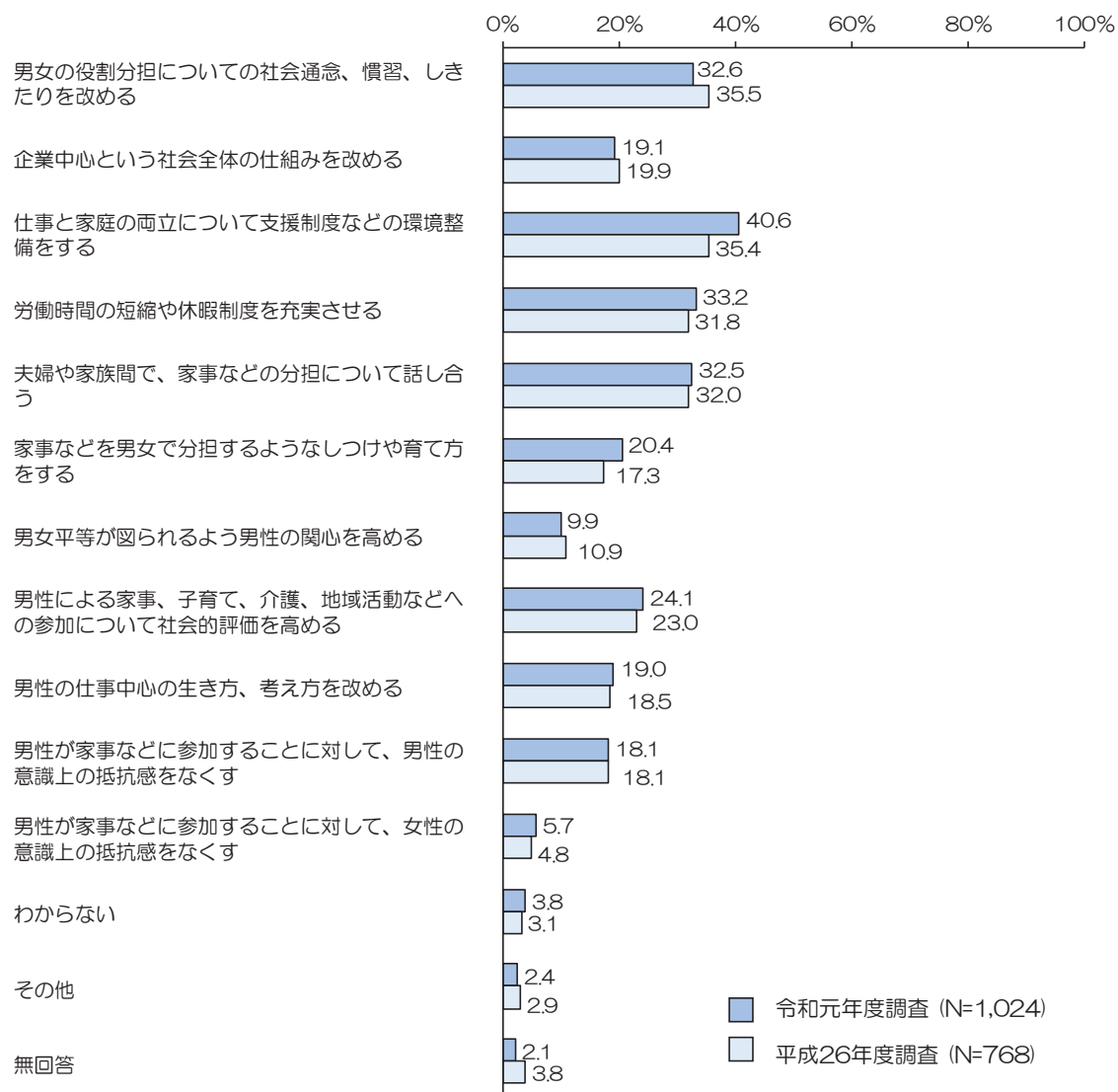
(現実)

- ☐ 「仕事」を優先している
☐ 「地域・個人の生活」を優先している
☒ 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している
☐ 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の三つとも大切にしている
☐ その他
- ☐ 「家庭生活」を優先している
☒ 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
☐ 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
☐ わからない
☐ 無回答



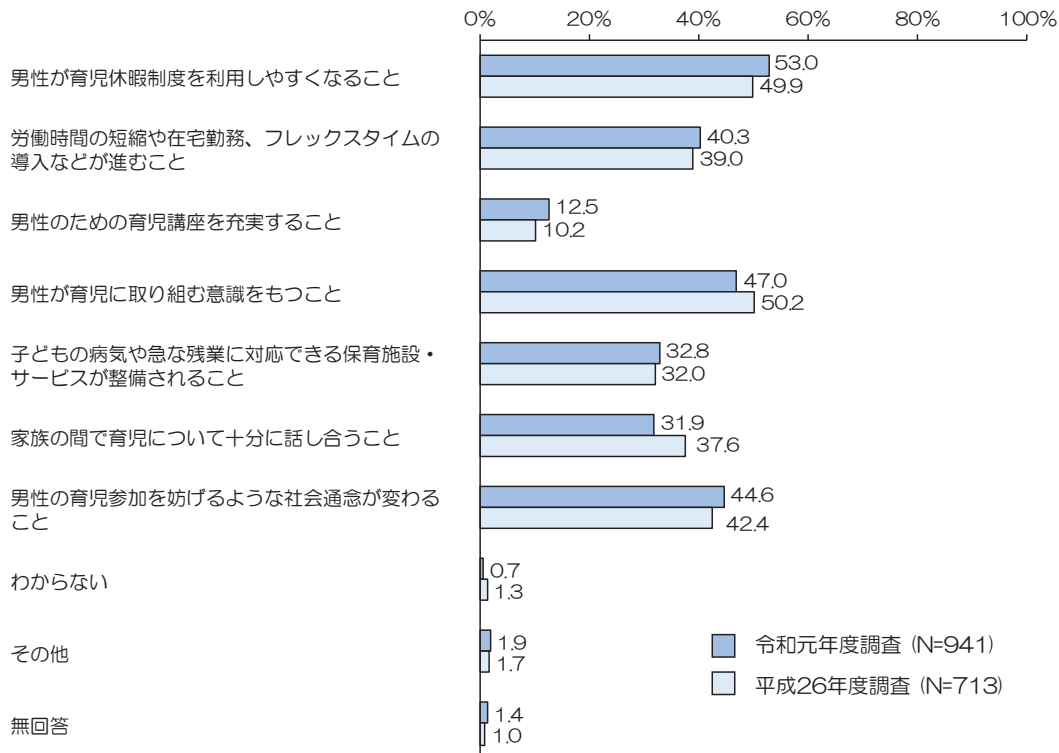
資料：豊川市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」2019（令和元）年度

■男女がともに家事、子育て、介護、地域活動などを行うために必要なことについて



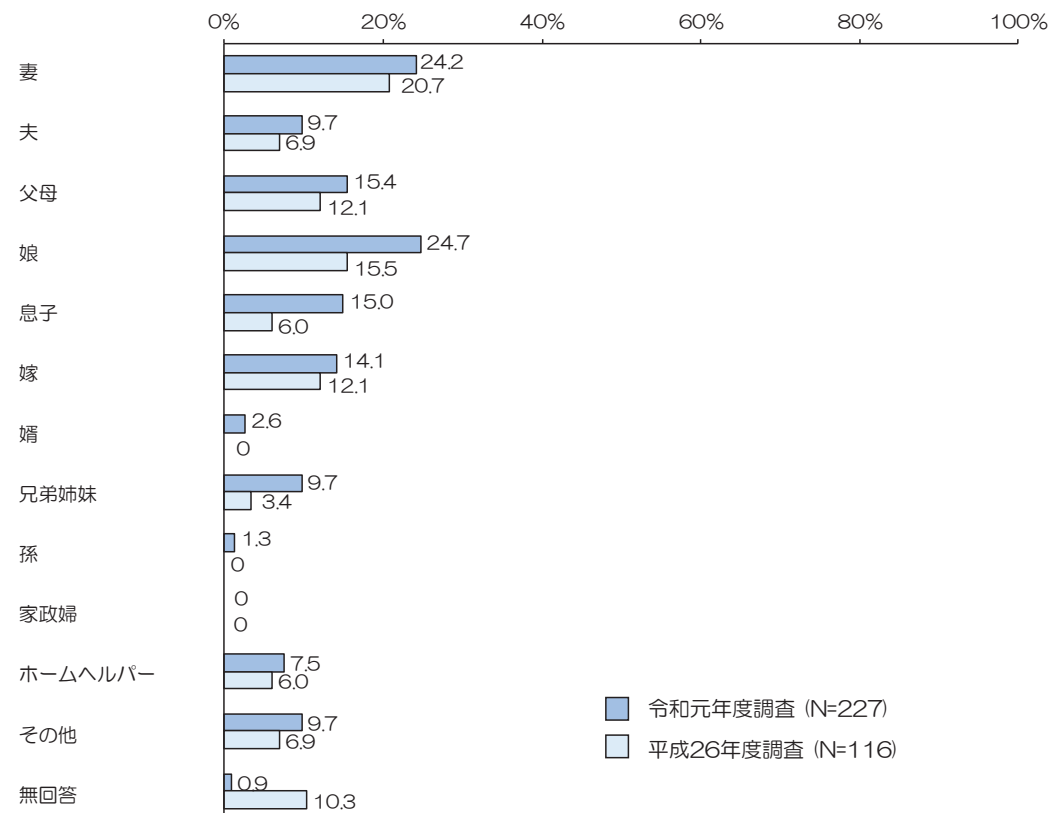
資料：豊川市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」2019（令和元）年度

■男性の育児参加を促していくために重要なことについて



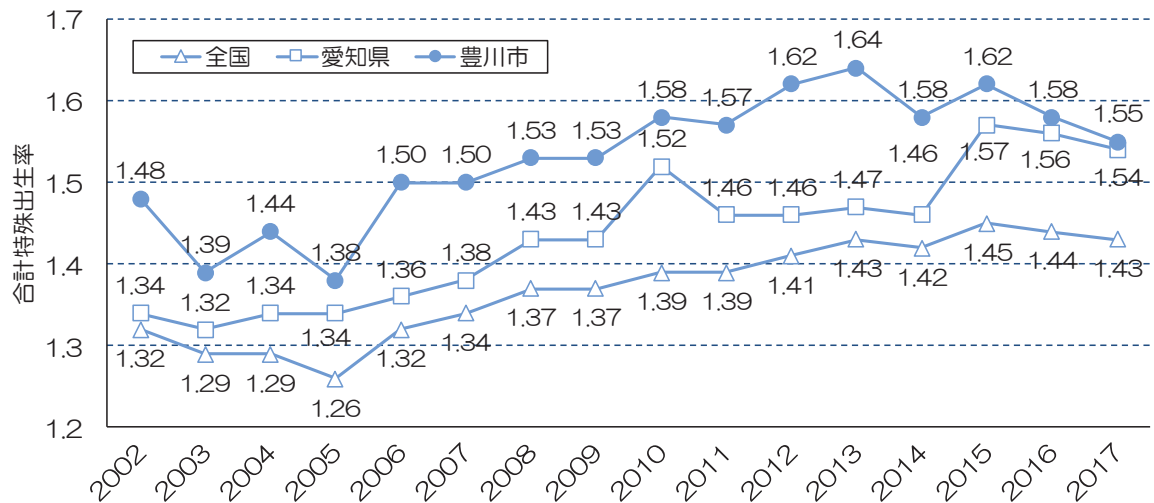
資料：豊川市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」2019（令和元）年度

■介護する人について



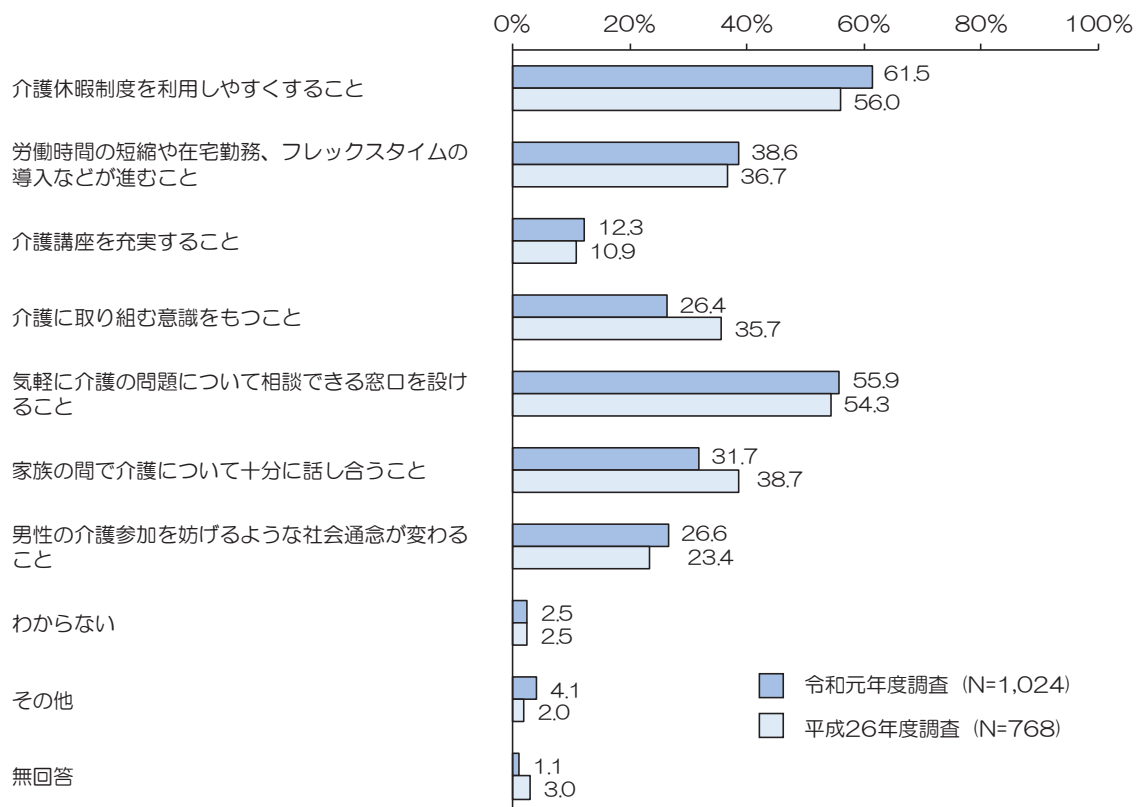
資料：豊川市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」2019（令和元）年度

■合計特殊出生率の推移



資料：豊川市「豊川市人口ビジョン（令和元年度改訂版）」

■社会で介護を担っていくために重要なこと



資料：豊川市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」2019（令和元）年度

■介護認定の状況について

(人)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)
要支援1	123	259	399	483	566	626
要支援2			595	592	606	685
要介護1	381	1,155	1,162	1,331	1,458	1,595
要介護2	317	543	938	1,066	1,093	1,134
要介護3	251	511	905	922	969	973
要介護4	229	440	678	749	770	788
要介護5	231	341	688	643	620	631
合計	1,532	3,249	5,365	5,786	6,082	6,432
(人)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
要支援1	599	699	715	674	793	885
要支援2	709	769	791	820	1,023	1,059
要介護1	1,639	1,783	1,922	1,902	1,745	1,762
要介護2	1,187	1,235	1,198	1,247	1,278	1,203
要介護3	1,004	1,020	1,022	1,069	1,052	995
要介護4	843	831	864	925	914	992
要介護5	672	668	684	637	648	633
合計	6,653	7,005	7,196	7,274	7,453	7,529

資料：2000～2017年度は「介護保険事業状況報告」（厚生労働省）、2018～2019年度は豊川市介護高齢課資料

注記：各年度3月31日現在

基本施策 ⑬ワーク・ライフ・バランスの推進と啓発

事業所に対し、仕事と育児・介護、地域生活の両立ができるようワーク・ライフ・バランスの考え方や経営上のメリット、必要性や先進事例などを情報提供し、取組について啓発します。また、学校教育においてもワーク・ライフ・バランスに関する学習に取り組みます。

- ファミリー・フレンドリー企業^{*}や育児・介護休業制度等の情報を提供し、取組に向けての啓発を行います。
- 事業所における社会活動への参加や取組などの啓発を行います。
- 児童・生徒に対しワーク・ライフ・バランスの理解のため、家庭科などの授業において家庭や地域、仕事についての学習を行います。

【主な担当課】 商工観光課、市民協働国際課、人権交通防犯課、学校教育課

基本施策 ⑭男性の家庭・地域活動等への参画促進

家庭や地域活動に男性も積極的に参画する意識の醸成と、参画機会づくりなどの支援に取り組みます。

- 従来、女性が担うという意識が高かった育児や介護について、男性も共に担うという意識の醸成を図ります。
- 男性の家事や育児、介護、地域活動の参画のための学習機会を提供します。
- 子ども会やPTAなど、女性が参加する割合の多い地域活動に男性の参加を促進します。

【主な担当課】 子育て支援課、保健センター、人権交通防犯課、生涯学習課

基本施策 ⑮子育て環境の充実化

第2期豊川市子ども・子育て支援事業計画に基づき、家庭や地域における子育て支援、安心して子育てができる切れ目のない支援、仕事と子育ての両立の推進などに関する事業に取り組みます。

- 保育需要の高い3歳未満児の受入拡充を図るとともに、市民ニーズに見合う保育サービスを提供します。
- 相談体制の整備や保護者の交流、子育て自主グループの活動支援など、各種子育て支援サービスを実施します。
- 子どもの居場所づくりに向けて、児童健全育成活動を推進します。
- 保護者の経済的負担を軽減するため、医療費助成制度を実施します。
- 地域全体で子育てにやさしいまちづくりを推進します。
- 悩みを抱えている青少年に対し、適切な助言や支援を提供します。
- 子どもや若者を健やかに育成するための啓発や支援を実施します。

【主な担当課】 保育課、子育て支援課、保険年金課、人権交通防犯課、生涯学習課、関係各課

基本施策 ⑯介護環境の充実化

豊川市高齢者福祉計画・東三河広域連合介護保険事業計画に基づき、高齢者に関する相談・支援事業を充実させるとともに、家族介護者への支援を実施します。

- 高齢者の総合的な相談窓口として、高齢者相談センターの機能を充実します。
- 誰もが介護に携わることができるように、介護保険制度の周知や介護技術の習得支援、家族介護者同士の交流の場を提供し、家族介護者を支援します。

【主な担当課】 介護高齢課

基本目標3

誰もが安心して暮らせるまち

施策の方向8 生涯を通じた健康づくりの支援

【 現状と課題 】

男女共同参画市民意識調査では、「定期的な健康診断を受け、健康管理に努めている市民の割合」は、2019（令和元）年度は49.3%となり、年々高まっています。しかしながら、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）という言葉の周知度は2.5%と非常に低い状況です。

男女がともに生涯を通じて健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の実現に向けて前提となるものです。そのためには、幼児から高齢者に至るまで、心身の健康について正しい知識と情報を得て、健康の保持・増進に取り組むことが重要です。

特に女性は、妊娠や出産をする可能性があり、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することがあり、妊娠や出産を考慮した健康管理が大切です。同時に、女性の生涯を通じた心と体の健康づくりには、母性保護の観点からも性差に関する理解を深め、地域において安心して子どもを産み育てることができる支援体制を充実することが重要です。このため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点から子どもを産む・産まないに関わらず、また、女性だけでなく男性も含め、生涯を通じた健康のために、性差に関する啓発や母性保護意識の向上、母子保健の充実に取り組む必要があります。

用語の周知を含め、性と生殖に関して健康であることの重要性について、市民に対し、正しい情報の提供を行うなど、内容の理解と尊重を促進することが必要です。

■ 定期的な健康診断を受け、健康管理に努めている市民の割合（年代別）

年度	全体	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
2009（平成21）年	45.7		27.1	32.6	47.7	49.7	53.3	55.0
2011（平成23）年	45.9		30.8	31.2	45.6	51.7	48.5	60.0
2013（平成25）年	45.2		17.8	25.5	48.7	51.6	50.0	56.9
2015（平成27）年	46.6		25.0	33.8	45.1	52.6	51.1	61.4
2017（平成29）年	46.4	8.3	23.8	29.8	49.5	53.0	52.7	58.7
2019（令和元）年	49.3	17.2	25.2	35.4	52.6	58.0	54.6	56.4

資料：「豊川市市民意識調査」より作成

注記：10歳代については、18歳と19歳

基本施策 ⑰学校、家庭、職場における健康づくりの促進

市民のライフステージに沿った切れ目のない健康づくりや健康管理に関する事業、スポーツを通じた体力づくりなど、心身の健康のための事業に取り組みます。

- 妊娠期・乳幼児期、児童期・少年期、働く世代、高齢者など、ライフステージに沿った心身の健康づくりのために、健康管理の推進や生活改善に向けた取組、メンタルヘルスや自殺防止対策などの事業を実施します。
- 子どもや成人、高齢者といったライフステージに応じたスポーツ機会を提供するほか、多くの市民が意欲的に参加できるように様々なスポーツ機会の創出に努めます。
- 喫煙や受動喫煙による健康への影響について理解を深めるとともに、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙防止の推進に取り組みます。
- アルコールの及ぼす害や飲酒に対する正しい知識を得るため、学習する機会を充実します。
- 児童・生徒へ薬物乱用の害から身を守るための学習を実施します。

【主な担当課】保健センター、福祉課、生涯学習課、スポーツ課、学校教育課

**基本施策 ⑱ ライフステージに対応したリプロダクティブ・ヘルス／
ライツの推進**

リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて、市民への理解を啓発するとともに、その重要性や尊重に対する意識の醸成を促進します。また、母性保護の観点から、妊娠から出産までの安全と、健康管理や育児に対する不安解消のため、学習の機会や交流の場を提供し、正しい知識の普及啓発を図ります。

- 男女とも性と生殖に関する健康について理解を深め、産む性としての女性の自己決定権を尊重する意識の普及啓発を実施します。
- 妊娠から産後について母子ともに安心した生活が送れるように分娩、育児などについての正しい知識の普及啓発と健康維持に関する指導を実施します。
- 妊婦の健康保持と健全な出産や育児ができるよう、教育を行うとともに、妊産婦同士や先輩パパママとの交流による父性、母性意識の向上とネットワークづくりや子育てをする仲間づくりを促進します。
- 女性の性感染症の予防のため、健康支援を実施します。

【主な担当課】 人権交通防犯課、保健センター

施策の方向9 誰もが安心して暮らせる生活環境づくり

【 現状と課題 】

男女共同参画市民意識調査では、「あなたは、性別に関することで、生きづらさを感じていますか」について、「感じている」の割合が12.9%、「感じていない」の割合が86.0%であり、男性では8.4%、女性では16.4%が、「感じている」と回答しています。

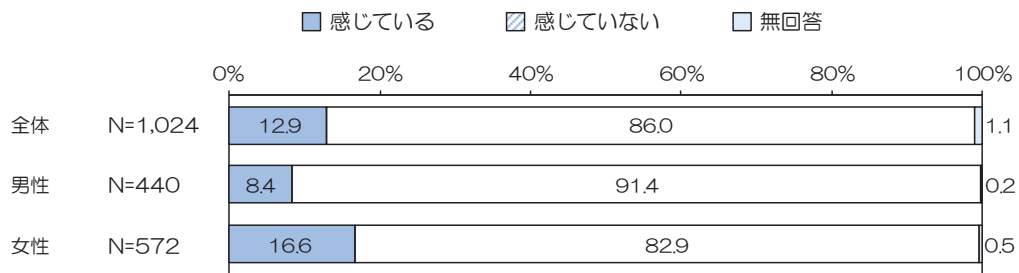
また、「あなた自身あるいはあなたの身近（家族、親戚、友人、知人、職場関係）に、L G B T※の方がいる」と回答した人の割合は8.0%であり、女性は10.5%が「いる」と回答しています。「L G B Tに関して、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」については、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」の割合が39.5%と最も多く、次いで「差別的な言動をされること」の割合が37.0%となるなど、半数近くの方が人権問題の発生を指摘しています。

このため、誰もが、性別などを理由に、自立や社会参画への意欲が妨げられることがないように、人権尊重の意識を身につけることが重要です。

男女共同参画や人権の観点から、性的指向※や性自認※についての理解が促進されるよう、これまで以上に取組を進めていくことが求められています。

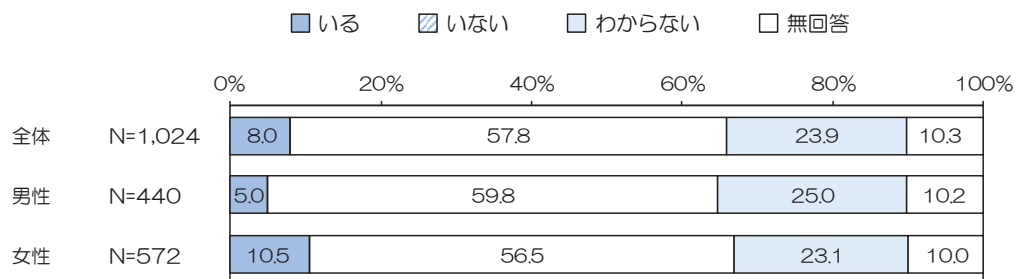
誰もが安心して暮らしていけるよう、人権尊重や、個人の置かれた状況に配慮したきめ細かな支援を一層充実していくことが必要です。

■性別に関することで、生きづらさを感じていますかについて



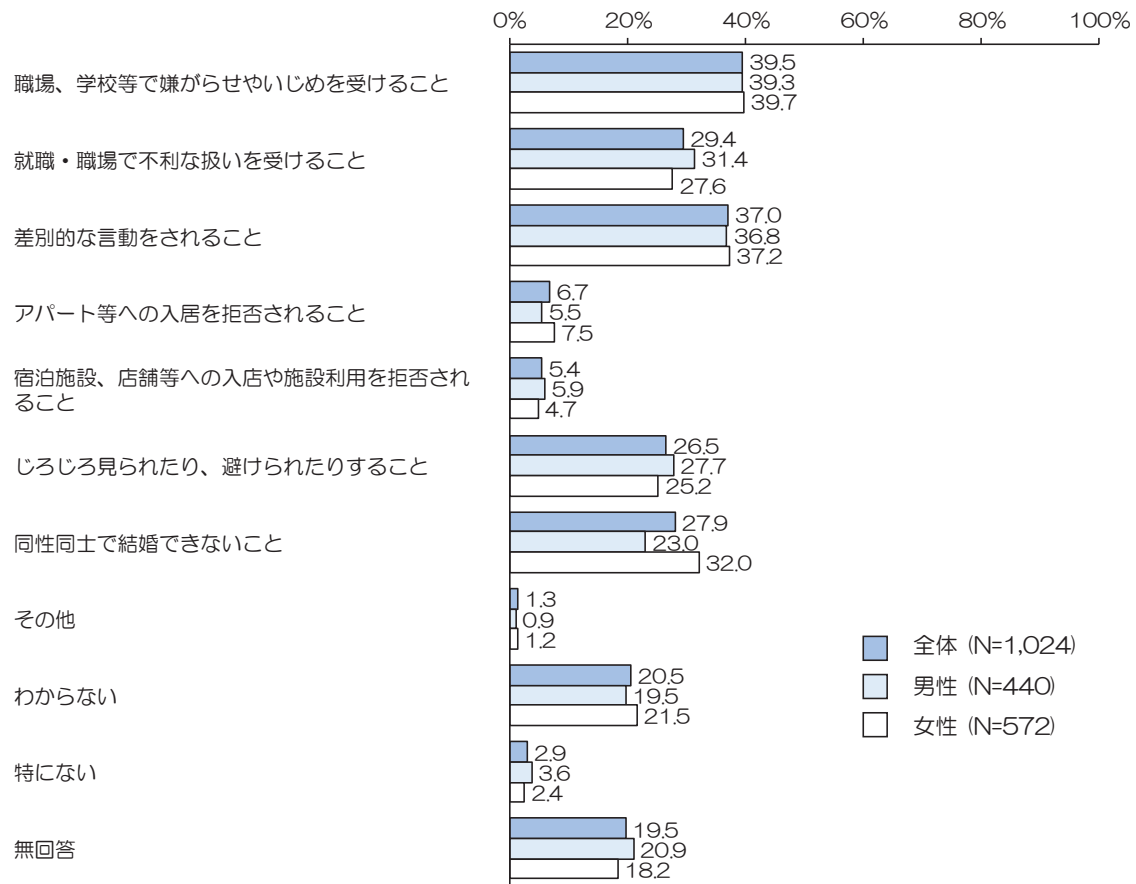
資料：豊川市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」2019（令和元）年度

■あなた自身あるいはあなたの身近（家族、親戚、友人、知人、職場関係）に、LGBTの方がいますかについて



資料：豊川市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」2019（令和元）年度

■LGBT に関して、現在、どのような人権問題が起きていると思いますかについて



資料：豊川市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」2019（令和元）年度

基本施策 ⑱男女共同参画の視点に立った生活上の困難者に対する支援

将来像「自立と支え合いの男女共同参画社会」の実現を目指して、高齢者や障害者などが健康で生き生きとした生活が送れるよう、生活支援を充実させていくとともに、社会参画を促進する事業に取り組みます。

また、高齢者や障害者、ひとり親世帯など様々な生活上の困難を抱えている人や女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている人に対して、自立支援・経済的支援を進めます。

- 自立した生活を送ることができるように、生活困窮者相談の充実を図ります。
- 生涯を通じて社会と関わりを持ちながら活躍できるよう、高齢者への能力活用を図ります。
- 高齢者や障害者などの経済的負担を軽減するため、医療費助成制度を実施します。
- ひとり親家庭などの経済的負担を軽減するため、手当や助成、相談事業を実施します。
- 地域において、障害者が自立した生活を送れるように、福祉サービスや相談支援体制の充実を図ります。
- 高齢者の生活意欲の向上と体力の維持、健康寿命の延伸に対する意識啓発を実施し、地域生活において生きがいを持って安心して生活できるよう、福祉サービスの推進、介護保険制度の円滑な実施に取り組みます。
- 誰もが、認知症になっても社会とのつながりを持って生き生きとした生活ができるよう、地域における認知症の理解を促進します。
- 地域高齢者の親善と交流、健康と福祉の増進のための事業を開催し、高齢者の地域社会への参加を促します。

【主な担当課】福祉課、介護高齢課、保険年金課、子育て支援課、生涯学習課、人権交通防犯課

基本施策 ⑳性的指向や性自認についての理解促進

子供から大人まで男女共同参画や人権の観点から、性的指向や性自認について理解が促進されるよう人権教育を実施します。

- 児童・生徒に対し、性的指向や性自認についての理解を含めた人権教育の促進に努めます。
- 性的マイノリティへの理解促進のため、講座の実施、情報紙等による啓発に努めます。

【主な担当課】学校教育課、保健センター、人権交通防犯課

施策の方向 10 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶 (豊川市DV防止基本計画)

【 現状と課題 】

配偶者やパートナーからの暴力であるドメスティック・バイオレンス※（以下、「DV」という。）や児童・高齢者虐待、ハラスメントなどは男女共同参画社会の根底となる人権の尊重を無視した重大な人権侵害で、決して許されるものではありません。

特に、DVやセクシュアル・ハラスメント※の被害者の多くは女性であり、それが、男女が平等な構成員として社会に参画する際の障壁となっています。その根本的な要因には、ジェンダーに基づく男性像、女性像の固定概念があります。また、DVの多くは、個人や家庭の問題であるという認識により被害が潜在化、深刻化しやすく、子どものいる家庭では、児童虐待につながる可能性があります。

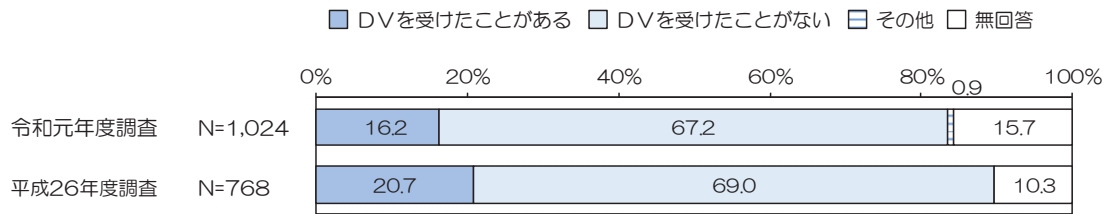
男女共同参画市民意識調査では、DVを受けたことがあると回答した人は、全体で、16.2%で、このうち42.2%が「DVを受けたときに相談しようと思わなかった」と回答しています。セクシュアル・ハラスメントについても受けた経験があると回答した人は、14.5%で、女性だけでみると、22.2%が受けたことがあると回答しており、受けた場所のほとんどが職場という結果となっています。しかしながら、男女共同参画事業所意識調査では、「セクシュアル・ハラスメントを防止するための取組」について「問題がないので、防止策はしていない」という回答が49.1%と半数を占めており、市民と事業所では認識に相違がみられる結果となりました。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正により、市町村にも配偶者からの暴力の防止及び被害者保護のための計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となりました。

それに対応するため、計画は策定しましたが、配偶者暴力相談支援センターの設置につきましては、今後、設置に向け検討を進める必要があります。

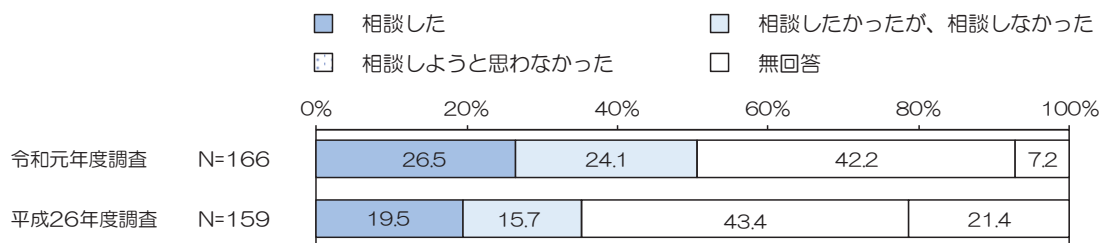
女性などに対する暴力の根絶に向けて市民の認識を高めるため、法律や支援制度、相談窓口の周知と事業所への啓発を実施するとともに、関係機関と連携し、被害者への支援のための保護・自立支援の体制を整えることが必要です。

■DVを受けた割合について



資料：豊川市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」2019（令和元）年度

■DVを受けた時、相談したかどうかについて



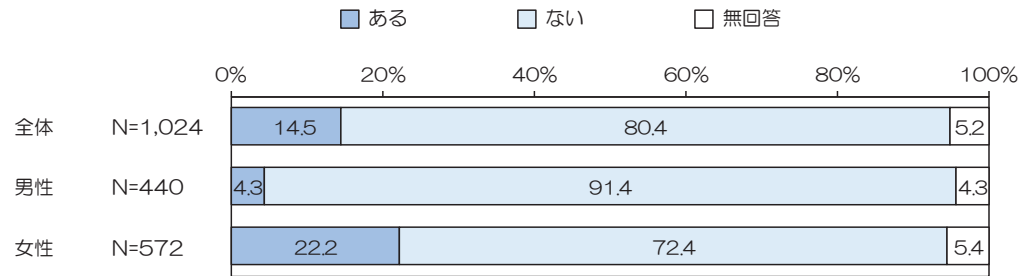
資料：豊川市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」2019（令和元）年度

■女性悩みごと相談件数

	2008年度 (H20)	2009年度 (H21)	2010年度 (H22)	2011年度 (H23)	2012年度 (H24)	2013年度 (H25)
総数(件)	29	38	39	37	48	48
うちDV(件)	10	18	9	15	13	16
	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)
総数(件)	74	64	66	60	53	59
うちDV(件)	19	19	28	14	28	24

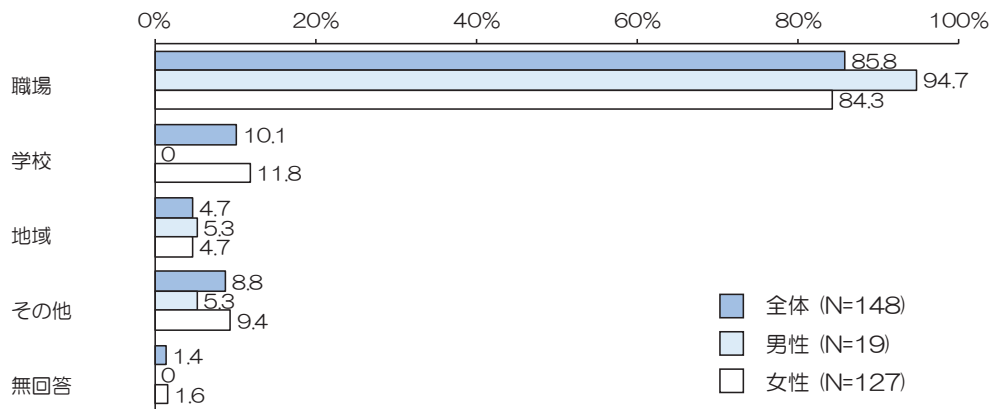
資料：豊川市人権交通防犯課

■ セクシュアル・ハラスメント被害経験について



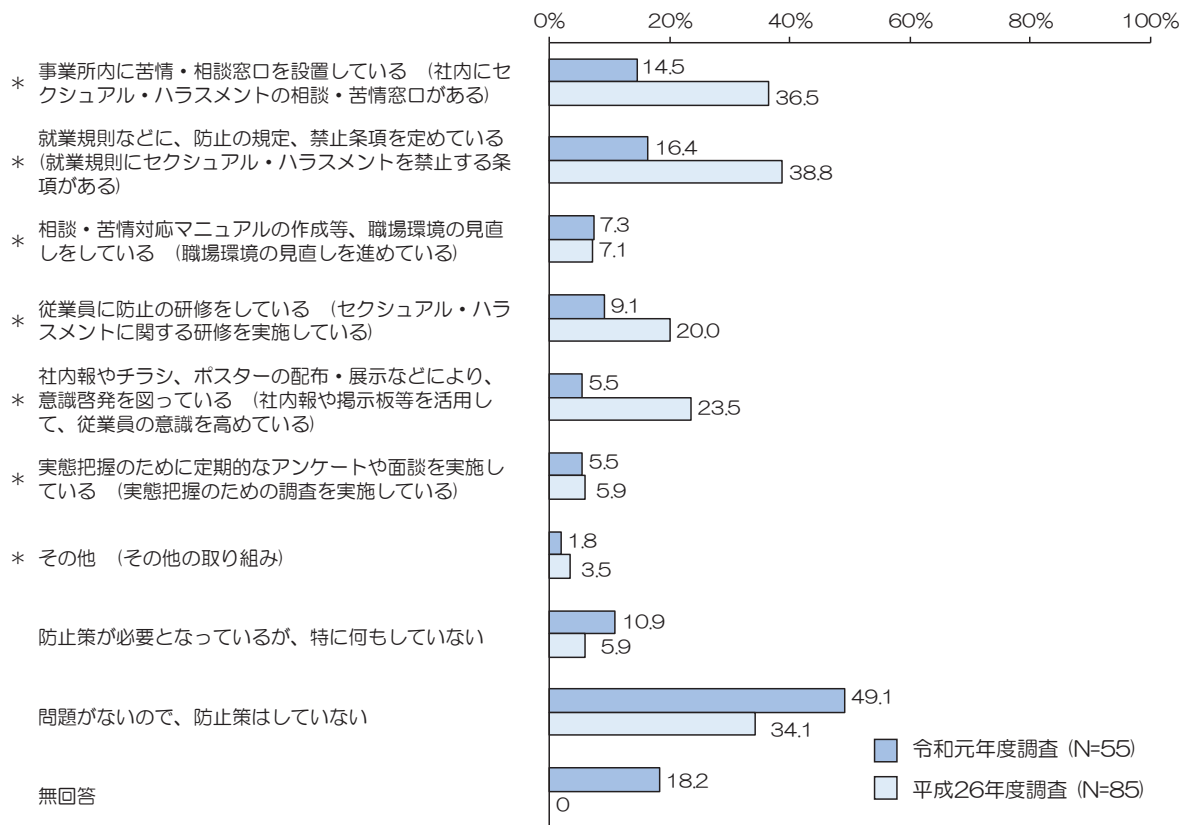
資料：豊川市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」2019（令和元）年度

■ セクシュアル・ハラスメントが行われた場所について



資料：豊川市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」2019（令和元）年度

■セクシュアル・ハラスメントを防止するための取組について



資料：豊川市「男女共同参画に関する事業所意識調査報告書」2019(令和元)年度

注記：*（ ）は平成26年度調査の項目

基本施策 ②1 暴力、児童・高齢者・障害者虐待の防止対策の推進

暴力や児童・高齢者・障害者虐待の防止、根絶に向けた啓発や相談事業の実施、関係機関との連携体制の構築と被害者の保護、自立支援のための体制づくりに取り組みます。

- 配偶者等からの暴力の防止や、被害者の保護等に関する法律を周知します。
- 暴力や児童・高齢者・障害者虐待などの根絶に向けた啓発・研修会などを実施します。
- 暴力や児童・高齢者・障害者虐待防止対策として関係機関とのネットワークを強化します。
- 暴力や虐待など当事者が抱える心の問題などに対して、誰もが相談しやすい環境整備を進め、相談内容に応じて関係機関や市民活動団体などの民間団体との連携を図ります。
- 暴力などの被害者支援のため、カウンセリングや専門機関、シェルター（保護施設）などの情報を提供します。

【主な担当課】 人権交通防犯課、子育て支援課、福祉課、介護高齢課、学校教育課

基本施策 ⑫多様なハラスメントの防止対策の推進

職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業などに関するハラスメントの防止対策の必要性を理解してもらうための啓発を実施します。

- 職場におけるセクシュアル・ハラスメントや、妊娠・出産・育児休業・介護休業などに関するハラスメントの認識を高めるための啓発を進めます。
- 職場におけるセクシュアル・ハラスメントを含めたハラスメント防止対策に向けた相談窓口を周知します。
- 職場におけるセクシュアル・ハラスメントを始めとした様々なハラスメント、待遇など、労働に関する相談を実施します。

【主な担当課】 人権交通防犯課、商工観光課

第4章

計画の推進

第4章 計画の推進

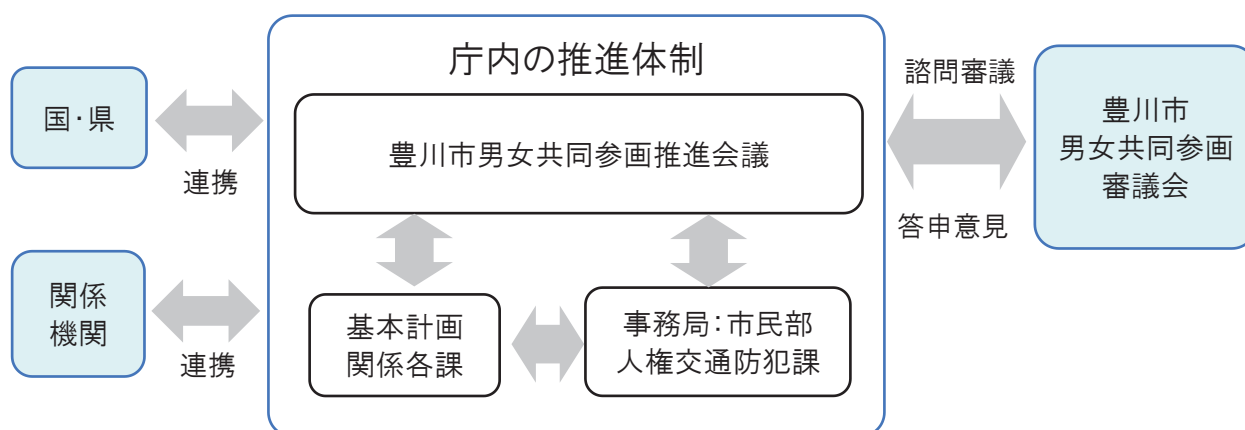
1 計画の推進体制

(1) 豊川市男女共同参画審議会

公募した市民、学識経験者、各種団体を代表する者、関係行政機関の職員などで構成する「豊川市男女共同参画審議会」において、市長の諮問に応じ、基本計画の策定及び男女共同参画の推進に関する重要な事項を調査審議して市長に答申するとともに、市が行う男女共同参画の推進に関する施策について調査審議し、市長に意見を述べ、男女共同参画の推進に努めます。

(2) 庁内推進体制

市長・副市長、教育長、病院事業管理者、部長級から構成する「豊川市男女共同参画推進会議」において、豊川市男女共同参画基本計画の効率的、効果的な推進に努めます。また、豊川市男女共同参画審議会、国・県、関係機関などの連携に努めます。



（３）市民、教育に携わる者、市民活動団体、事業者との協力・連携

男女共同参画を推進するため、市民、教育に携わる者、市民活動団体などと協力・連携を図ります。また、男女共同参画の推進には事業者が担う役割が大きいことから、事業者に対する情報提供等を行うとともに、協力・連携に努めます。

2 計画推進のための取組

（１）相談事業の実施

男女共同参画の推進には、市民生活を支援し、市民ニーズの的確な対応が必要となるため、相談窓口等の情報提供を行うとともに、各種相談事業における利便性の向上、相談機能や体制の充実化を図り、相談員の資質の向上に努めながら相談事業を実施します。

（２）市民・事業者意識調査の実施

市民や事業者の男女共同参画に関する意識や実態を把握し、目標値などと時系列的に比較・検証するため、男女共同参画に関する市民・事業者意識調査等を継続的に実施します。

（３）計画に基づく施策の進捗状況の公表と進行管理

計画の各施策を着実に推進するため、年度ごとに「Plan(計画)」「Do(実施)」「Check(評価)」「Action(改善)」のPDCAサイクルによる施策・事業の改善を図り、市民に公表します。また、豊川市男女共同参画推進会議や豊川市男女共同参画審議会で計画に記載されている施策の進捗状況と効果等を検証・評価するとともに、社会情勢の変化などに応じて実施方法などを見直し、計画の実現を目指します。

3 目標値

基本目標	番号	内容	実績値	中期目標	目標
			2019 (令和元)年	2025 (令和7)年	2030 (令和12)年
1 人権を尊重した男女共同参画社会に向けた意識の向上	1	豊川市市民意識調査における「男女共同参画市民満足度」	31.2%	40.0%	50.0%
	2	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する人の割合（男女共同参画市民意識調査）	34.4%	22.0%	10.0%
	3	子育てについて「男女の区別なく、個性（自分らしさ）を尊重されて育てられた」という人の割合（男女共同参画市民意識調査）	34.3%	39.0%	44.0%
2 個性と能力を發揮して活躍できるまち	4	各分野における平等・公平と感じる市民の割合（男女共同参画市民意識調査）			
		①家庭生活	28.1%	30.0%	32.0%
		②職場	19.6%	23.0%	26.0%
		③学校教育	56.2%	63.0%	70.0%
		④地域活動	29.9%	33.0%	36.0%
		⑤法律・制度	26.9%	30.0%	33.0%
		⑥社会通念、慣習、しきたり	10.5%	12.0%	14.0%
		⑦社会全体	13.0%	16.0%	19.0%
	5	「女性が仕事を持ち続けるほうがよい」と考える人の割合（男女共同参画市民意識調査）	50.8%	66.0%	81.0%
	6	市審議会等（法令・条例設置）委員への女性登用率	31.49% (令和2年4月)	35.0%	40.0%
3 誰もが安心して暮らせるまち	7	事業所における女性管理職の割合（男女共同参画事業所意識調査）	15.4%	増加	増加
	8	「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」3つとも大切にしている人の割合（男女共同参画市民意識調査）	6.3%	増加	増加
	9	DVを受けたことがある人の割合（男女共同参画市民意識調査）	16.2%	減少	減少
	10	DVを受けた時、相談しなかったが相談しなかった人の割合（男女共同参画市民意識調査）	24.1%	減少	減少

用語解説

▼あ行

あ	あいち女性輝きカンパニー認証制度	女性の活躍推進に向け、トップの意識表明や採用拡大、職域拡大、育成、管理職登用のほか、ワーク・ライフ・バランスの推進や働きながら育児・介護ができる環境づくりをしている企業等を愛知県が認証する制度。
	アンコンシャス・バイアス	自分自身は気づいていないものの見方や捉え方の歪み・偏りのこと。
え	LGBT	レズビアン（Lesbian、女性の同性愛者）、ゲイ（Gay、男性の同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual、両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender、産まれた時の性別と自分で認識している性別が異なる人）の頭文字からなる言葉で、性的少数者の総称のひとつ。
	えるぼし認定	女性活躍推進法に基づく、一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良であるなどの一定の要件を満たした場合に国が認定するもの。

▼か行

こ	合計特殊出生率	一人の女性が一生のうちに産むだろうと見込まれる子どもの数の平均人数のこと。
	固定的性別役割分担意識	男性、女性を問わず個人の能力などによって物事の役割の分担を決めることが適当であるが、「男は仕事、女は家庭」などのように性別を理由として役割を固定的に分ける考えのこと。

▼さ行

し	ジェンダー	生まれつきの生物学的性別に対し、社会通念や慣習の中にある男性像又は女性像のような、社会によって作られた社会的性別のこと。
	持続可能な開発目標（SDGs）	2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として2015年9月に国連で採択された、2030年までの国際目標をいい、ここでは17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられている。ゴール5ではジェンダー平等の実現が目標となっている。
せ	性自認	自身の性をどのように認識しているかという自己意識の概念のこと。
	性的指向	人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すもので、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

	セクシュアル・ハラスメント	性的な言動により相手方を不快にさせたり、手方の生活環境を害することや、性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えること。
	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他社会のあらゆる分野における活動に参加する機会について男女間に格差がある場合、その格差を改善するため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。

▼た行

て	テレワーク	情報通信技術（ICT）を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。Tele（離れた場所）と Work（働く）を組み合わせた造語。テレワークは働く場所によって、自宅利用型テレワーク（在宅勤務）、モバイルワーク、施設利用型テレワーク（サテライトオフィス勤務など）の3つに分けられます。
と	ドメスティック・バイオレンス（DV）	配偶者等に対する暴力や心身に有害な影響を及ぼす言動のこと。

▼は行

は	ファミリー・フレンドリー企業	仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業のこと。
	フレックスタイム制	労働の場における勤務制度の一つであり、1日の労働時間は一定とするが、出退勤の時間を各自の裁量により決めることができる制度のこと。

▼ま行

め	メディアリテラシー	多様な情報を無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解いて自己発信する能力のこと。
---	-----------	--

▼ら行

り	リプロダクティブ・ヘルス	男女が、性と生殖に関する健康を含め、生涯にわたり身体的、精神的及び社会的に良好な状態であること。
	リプロダクティブ・ライツ	産む性としての女性の自己決定権を含め、リプロダクティブ・ヘルスを享受する権利のこと。

資料編

資料編

1 男女共同参画社会基本法

○男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年七月十六日法律第百二号

同 平成十一年十二月二十二日同第百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条―第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条―第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条―第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人

権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定め、それぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（以下略）

2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年九月四日法律第六十四号）

最終改正 令和元年六月五日法律第二四号

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条―第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条―第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条―第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条―第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない

ない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主について

は、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の

情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会

の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人

又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二九年三月三十一日法律第一四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第

七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次

号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年六月五日法律第二四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正 令和元年六月二六日法律第四十六号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六

号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは

保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同

項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認めらる者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る

部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定

平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四十六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日
- 二 第二条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに次条及び附則第三条の規定 令和四年四月一日
- 三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定（同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る。）及び同法第十二条の五の改正規定 令和五年四月一日

4 豊川市男女共同参画推進条例

○豊川市男女共同参画推進条例

平成 21 年 3 月 23 日条例第 15 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 10 条）

第 2 章 基本的施策（第 11 条—第 19 条）

第 3 章 男女共同参画審議会（第 20 条）

第 4 章 雑則（第 21 条）

附則

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、昭和 50 年の「国際婦人年」をきっかけに、国際社会における取組に連動して、男女共同参画社会の実現に向けた制度が整備され、平成 11 年に男女共同参画社会基本法が成立しました。

また、豊川市においては、平成 13 年に自立と支え合いの男女共同参画社会の実現を目指す「とよかわ男女共同参画プラン」を策定し、様々な取組を進めてきました。

しかしながら、ジェンダーが様々な場面で日本国憲法にうたわれている個人の尊重と法の下での平等を妨げることがあり、今なお、ジェンダーにとらわれた固定的な役割分担意識や慣習が根強く存在しているため、なお一層の努力が求められています。

私たちは、誰もが主体的に参画する活力あるまち豊川市として一層の発展を遂げるために、男女が性別にかかわらず互いに人権を認め合い、自立した個人として社会のあらゆる分野に希望を持って対等に参画し、その責任を担うことができる男女共同参画社会の実現を目指し、ここに、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定めて、市と市民、教育に携わる者、市民活動団体や事業者（以下「市民等」といいます。）の役割を明らかにし、市が行う男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を市と市民等が共に総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とします。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、次のとおりとします。

- （1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その機会が確保されることにより男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。
- （2）積極的改善措置 前号に規定する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいいます。
- （3）ジェンダー 生まれつきの生物学的性別に対し、社会通念や慣習の中にある男性像又は女性像のような、社会によって作られた社会的性別をいいます。
- （4）リプロダクティブ・ヘルス 男女が、性と生殖に関する健康を含め、生涯にわたり身体的、精神的及び社会的に良好な状態であることをいいます。
- （5）リプロダクティブ・ライツ 産む性としての女性の自己決定権を含め、リプロダクティブ・ヘルスを享受する権利をいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次のことを基本理念として行われなければなりません。

- (1) 男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として人権が尊重され、自らの意思と責任によりそれぞれの生き方を選択し、個性と能力を発揮する機会が均等に確保されること。
- (2) ジェンダーによる固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行が、社会のあらゆる分野の活動における男女の自由な選択を制限することのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の一員として、社会のあらゆる分野における方針の決定、計画の立案等に対等に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が家庭においてそれぞれの個性を尊重し、家族の一員としての役割を果たすとともに、互いの協力と社会的支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動の両立ができるよう配慮されること。
- (5) 男女が互いの性の理解を深めるとともに、リプロダクティブ・ヘルスとリプロダクティブ・ライツが尊重されること。
- (6) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際的な理解と協調の下に行われること。

(市の役割)

第4条 市は、基本理念に従い、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含みます。以下同じです。）を総合的かつ計画的に策定し、実施する役割があります。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するときは、国、県その他の関係機関と連携して取り組み、市民等と協力し、協働して男女共同参画を推進する役割があります。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な体制を整備し、財政的な措置を執るよう努める役割があります。
- 4 市は、市民等への模範として、自ら率先して男女共同参画を推進する役割があります。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に従い、男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進するよう努める役割があります。

- 2 市民は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努める役割があります。

(教育に携わる者の役割)

第6条 教育に携わる者は、基本理念に従い、教育を行うよう努める役割があります。

- 2 教育に携わる者は、その教育の中で、メディアリテラシー（多様な情報を無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解いて自己発信する能力をいいます。）の習得や向上のための教育を行うよう努める役割があります。
- 3 教育に携わる者は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努める役割があります。

(市民活動団体の役割)

第7条 市民活動団体は、基本理念に従い、その活動方針の決定、計画の立案等において、男女が共に参画する機会を確保するよう努める役割があります。

- 2 市民活動団体は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努める役割があります。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念に従い、男女が職場における活動に対等に参画する機会を確保し、ワーク・ライフ・バランス（働く人が仕事とそれ以外の生活を自身が望む調和のとれた状態にできることをいいます。）に配慮した環境整備に努める役割があります。

- 2 事業者は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努める役割があります。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 すべての人は、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 性別による差別的な扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方を不快にさせたり、相手方の生活環境を

害することや、性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいいます。）
(3) ドメスティック・バイオレンス（配偶者等に対する暴力や心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。）

（表示する情報への配慮）

第10条 すべての人は、広報、報道、広告等において、ジェンダーによる固定的な役割分担や暴力行為を正当化し、助長する表現や不適切な性的表現を行わないよう努めなければなりません。

第2章 基本的施策

（基本計画）

第11条 市長は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画（以下「基本計画」といいます。）を策定します。

2 市長は、基本計画を策定し、変更するときは、豊川市男女共同参画審議会の意見を聴き、市民等の意見を反映するよう努めます。

3 市長は、基本計画を策定し、変更したときは、速やかに公表します。

（実施状況の公表）

第12条 市長は、毎年度、基本計画に基づいた男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表します。

（参画機会の格差の是正）

第13条 市は、社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が男女に対等に確保されていないなどの格差が生じている場合は、市民等や関係機関と協力して積極的改善措置に関する情報の提供その他の格差を是正するために必要な支援をするよう努めます。

（学習の支援等）

第14条 市は、市民等が行う男女共同参画についての関心や理解を深めるための学習を支援し、家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育において必要な援助ができるよう努めます。

（情報提供等）

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民等へ、情報を提供し、男女共同参画に関する理解をより深めるため、広く啓発活動を行います。

2 市は、市民等に、男女共同参画を推進するうえで必要なメディアリテラシーに関する情報を提供するよう努めます。

（国際的な理解と協調のための支援）

第16条 市は、国際的な理解と協調の下に男女共同参画を推進し、多文化共生を目指す交流を促進するため、必要な支援ができるよう努めます。

（調査研究）

第17条 市は、男女共同参画の推進に必要な調査研究を行い、必要があるときは、その結果を公表します。

（意見、苦情等の申し出と処理）

第18条 市長は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等から意見、苦情等の申し出があったときは、関係機関と連携し、必要な措置が執れるよう努めます。

（相談の申し出と処理）

第19条 市は、男女共同参画の推進を妨げる権利侵害について、市民等から相談の申し出があったときは、関係機関と連携し、必要な措置が執れるよう努めます。

第3章 男女共同参画審議会

（男女共同参画審議会）

第20条 市は、男女共同参画の推進に関して必要な事項を審議するため、豊川市男女共同参画審議会（以

下「審議会」といいます。)を置きます。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画の策定及び男女共同参画の推進に関する重要な事項を調査審議し、その結果を市長に答申します。
- 3 審議会は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策について調査審議し、市長に意見を述べることができます。
- 4 審議会は、委員 10 名以内の委員で組織します。
- 5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の 10 分の 4 未満としないようにします。
- 6 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げません。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定めます。

第 4 章 雑則

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

附 則

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行します。
- 2 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 3 項の規定に基づき策定されている市の男女共同参画計画（「とよかわ男女共同参画プラン」をいいます。）は、第 11 条第 1 項の規定により策定された基本計画とみなします。

5 豊川市男女共同参画審議会規則及び審議会委員名簿

○豊川市男女共同参画審議会規則

平成 21 年 3 月 25 日規則第 5 号
改正 平成 22 年 3 月 31 日規則第 62 号
同 平成 25 年 3 月 28 日規則第 15 号

豊川市男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、豊川市男女共同参画推進条例(平成 21 年豊川市条例第 15 号。以下「条例」という。)

第 20 条第 7 項の規定に基づき、豊川市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めます。

(委員)

第 2 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。

- (1) 公募した市民
- (2) 学識経験者
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、会長にあっては委員の互選により定め、副会長にあっては会長の指名した者を充てます。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表するとともに、審議会の会議(以下「会議」という。)の議長となります。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第 4 条 会議は、会長が招集します。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができません。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによります。

(関係者の出席)

第 5 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができます。

(会議の公開)

第 6 条 会議は、公開します。ただし、会長が必要があると認めるときは、公開しないことができます。

(部会)

第 7 条 審議会は、会長が指定した事項を調査研究させるため、部会を置くことができます。

2 部会は、会長が指名する委員をもって構成します。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定めます。

4 部会長は、会務を総理し、部会の会議の議長となります。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名した部会に属する委員がその職務を代理します。

6 前各項に掲げるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定めます。

(庶務)

第 8 条 審議会及び部会の庶務は、市民部人権交通防犯課において処理します。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めます。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行します。

附 則（平成22年3月31日規則第62号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日規則第15号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

豊川市男女共同参画審議会委員名簿

区分	氏名	所 属 等
(1)	すぎうら りょうこ 杉浦 綾子	公募委員
	おんだ やす恵 恩田 やす恵	公募委員
(2)	かとう ちかこ 加藤 知佳子	豊橋創造大学 保健医療学部理学療法学科教授
	はしもと きくこ 橋本 記久子	人権擁護委員豊川地区委員
(3)	はせがわ かんいちろう 長谷川 完一郎	豊川商工会議所専務理事
	かみや のりえ 神谷 典江	(特非) 穂の国まちづくりネットワーク代表理事
(4)	いまいずみ 今 泉 エツ	ひまわり農業協同組合女性部代表
	いわせ ゆか 岩瀬 由佳	豊川市小中学校 P T A 連絡協議会女性副部長
	おおかわ とよぞう 大川 豊蔵	豊川市小中学校長会代表
	かいこう かつのり 海光 勝徳	豊川公共職業安定所長
計	10 名	

(敬称略)

※任期 令和元年 8 月 1 日～令和 3 年 7 月 31 日

<区 分>

- (1) 公募した市民
- (2) 学識経験者
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員

6 策定経過

開催年月日	内容	
2019 年（令和元年） 10 月 7 日	令和元年度第 1 回 豊川市男女共同参画 審議会開催	・豊川市男女共同参画基本計画進捗状況について ・男女共同参画に関する意識調査について
10 月 28 日～11 月 11 日	「豊川市男女共同参画に関する市民意識調査」実施	
10 月 28 日～11 月 18 日	「豊川市男女共同参画に関する事業所意識調査」実施	
2020 年（令和 2 年） 3 月 24 日	令和元年度第 2 回 豊川市男女共同参画 審議会開催（書面会議）	・男女共同参画に関する意識調査の報告について
8 月 28 日	令和 2 年度第 1 回 豊川市男女共同参画 審議会開催	・豊川市男女共同参画基本計画進捗状況について ・第 3 次豊川市男女共同参画基本計画骨子案について ・今後の日程について
10 月 16 日	令和 2 年度第 2 回 豊川市男女共同参画 審議会開催	・第 3 次豊川市男女共同参画基本計画素案について
10 月 20 日	第 3 次豊川市男女共同参画基本計画次期計画策定に関する各課調査実施	
11 月 19 日	令和 2 年度第 3 回 豊川市男女共同参画 審議会開催	・第 3 次豊川市男女共同参画基本計画素案について
12 月 21 日	令和 2 年度第 1 回 豊川市男女共同参画 推進会議開催	・第 3 次豊川市男女共同参画基本計画（案）について
12 月 22 日～2021 年 （令和 3 年）1 月 6 日	第 3 次豊川市男女共同参画基本計画（案）について庁内パブリックコメント実施	
2021 年（令和 3 年） 1 月 21 日～2 月 19 日	第 3 次豊川市男女共同参画基本計画（案）についてパブリックコメント実施	
3 月	令和 2 年度第 4 回 豊川市男女共同参画 審議会開催	・パブリックコメント手続きの結果報告について ・第 3 次豊川市男女共同参画基本計画（最終案）について

7 年表

男女共同参画関係年表

西暦	和暦	世界の動き	日本の動き	愛知県の動き	豊川市の動き
1945	昭和20	・ 国際連合設立 ・ 国連憲章採択	・ 婦人参政権閣議決定		
1946	21	・ 国際連合に婦人地位委員会発足	・ 日本国憲法公布 ・ 第1回衆議院選挙(女性39人当選)		
1947	22	・ 国際婦人デー開催	・ 日本国憲法施行 ・ 民法改正(家制度廃止) ・ 労働省婦人少年局設置		
1948	23	・ 国連総会「世界人権宣言」採択			
1964	39				・ 教育委員会に市婦人会連絡協議会事務局設置
1967	42	・ 国連総会「婦人に対する差別撤廃宣言」採択			
1968	43			・ 社会教育課に婦人教育係設置	
1972	47	・ 国連総会「1975年を国際婦人年とすることを宣言」	・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律施行		
1975	50	・ 国際婦人年世界会議「女性の地位向上のための世界行動計画」採択(メキシコシティ)	・ 総理府に 婦人問題企画推進本部設置 ・ 衆参両議院本会議「国際婦人年に当り、婦人の社会的地位向上をはかる決議」採択		
1976	51	・ ILO事務局に婦人労働問題担当室設置 ・ 国連婦人の10年開始(～1985)	・ 育児休業法施行 ・ 労働省第1回日本婦人問題会議開催 ・ 民法改正・施行(離婚後の氏の選択)	・ 総務部に青少年婦人室設置 ・ 婦人悩みごと相談開設 ・ あいち婦人のつどい開催 ・ 県婦人関係行政推進会議設置・県婦人問題懇話会開催 ・ 県婦人団体連盟結成	
1977	昭和52		・ 「国内行動計画」策定(1977～86) ・ 国立婦人教育会館開館	・ 婦人の生活実態と意識に関する調査報告書作成(平成3年度まで毎年)	
1978	53			・ 県事務所に婦人問題総合窓口設置	

西暦	和暦	世界の動き	日本の動き	愛知県の動き	豊川市の動き
				・「県地方計画・推進計画」に初めて女性政策を盛り込む ・婦人労働サービスセンター開設 ・保育大学校開設	
1979	54	・国連総会「 女子差別撤廃条約 」採択		・母子福祉会館開館 ・婦人国際交流事業実施	
1980	55	・世界会議「国連婦人の十年」採択（コペンハーゲン）	・「女子差別撤廃条約」署名	・北陸・中部・近畿地区婦人問題推進地域会議開催	
1981	56	・ILO 総会「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」を採択 ・「女子差別撤廃条約」発効	・民法及び家事審判法の一部を改正する法律施行	・婦人職業サービスルーム開設 ・婦人情報資料コーナー開設	
1982	57	・国連総会で「国際平和と協力促進への婦人の参加に関する宣言」採択	・労働省婦人少年局に「男女平等法制化準備室」設置	・「第5次愛知県地方計画」に婦人部門を位置づける	
1985	60	・国連婦人の10年世界会議「 婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略 」採択（ナイロビ）	・男女雇用機会均等法公布 ・「女子差別撤廃条約」批准	・国連婦人の10年記念事業実施	
1986	61		・国民年金法一部改正（女性の年金権の確立） ・男女雇用機会均等法施行	・グループ・サークルカウンセリング事業開始 ・地域婦人フォーラム実施	
1987	62		・「 西暦2000年に向けての新国内行動計画 」策定	・女性グループ活動交流事業開始	
1988	63		・「高齢者保健福祉推進10か年戦略（ゴールドプラン）」の策定		
1989	平成元	・国連「児童の権利に関する条約」採択	・学習指導要領の改定（高等学校家庭科の男女必須等）	・愛知県21世紀計画に女性部門を位置づける ・「あいち女性プラン」策定	
1990	平成2	・国連「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択	・「新国内行動計画」見直し方針決定		

西暦	和暦	世界の動き	日本の動き	愛知県の動き	豊川市の動き
1991	3	・ILO 総会「女子労働者のためのILO 活動に関する決議」採択	・「新国内行動計画」第1次改定 ・育児休業法公布 ・国家公務員の育児休業法公布	・女性総合センター基本計画策定 ・婦人週間記念フォーラム開始 ・あいち女性プラン推進研究会設置	
1992	4		・育児休業法施行 ・「介護休業等に関するガイドライン」策定 ・婦人問題担当大臣設置	・市町村女性行政担当者研修会開始	
1993	5	・世界人権会議(ウィーン)開催 ・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・中学校家庭科の男女必須 ・パートタイム労働法公布・施行 ・保健婦助産婦看護婦法改正(男性保健師認める)	・「審議会等委員への女性の登用推進要綱」制定 ・女性総合センター起工式	
1994	6	・「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議 ・「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択	・総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会、 男女共同参画推進本部設置 ・高等学校の家庭科の男女必須	・「あいち農山漁村女性プラン」策定 ・県女性地域実践活動交流協議会結成	・ウィメンズカレッジ開講
1995	7	・第4回世界女性会議「 北京宣言 」及び「 行動綱領 」採択(北京)	・育児休業法に介護休業制度を取り入れ改正 ・「ILO156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)」批准	・第4回世界女性会議記念事業実施 ・東海・北陸地区女性問題担当行政ブロック会議開催	
1996	8		・育児・介護休業法施行 ・「新国内行動計画」第2次改定に向けて男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申 ・「 男女共同参画 2000 年プラン 」策定	・(財) あいち女性総合センター設置 ・県女性総合センター(ウィルあいち)開館	
1997	9		・「男女雇用機会均等法」改正	・「あいち男女共同参画 2000 年プラン」策定 ・北陸・東海・近畿地区男女共同参画推進地域会議開催	
1998	10		・男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法について」答申	・「あいち男女共同参画推進市町村サミット」開催	・教育委員会事務局生涯課社会教育係の事務分掌に女性に係る施策の連絡調整に関することを明確化

西暦	和暦	世界の動き	日本の動き	愛知県の動き	豊川市の動き
1999	11		・育児・介護休業法施行 ・改正男女雇用機会均等法施行 ・改正労働基準法施行 ・男女共同参画社会基本法公布・施行	・男女共同参画社会づくりシンポジウム開催	・男女共同参画推進会議、男女共同参画懇話会、男女共同参画プラン策定委員会設置 ・男女共同参画についての市民意識調査実施
2000	12	・国連特別総会女性2000年会議「政治宣言」及び「成果文書」採択（ニューヨーク）	・「男女共同参画基本計画」策定 ・国の審議会等における女性委員の登用について決定 ・男女共同参画週間について決定 ・ストーカー行為等の規制等に関する法律施行	・「21世紀初頭の男女共同参画新プランの基本方向について」男女共同参画懇話会の提言	・「男女共同参画についての市職員意識調査」の実施 ・「豊川ウィメンズネット(仮称)準備会」発足
2001	13		・内閣府に男女共同参画局、男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）施行 ・第1回男女共同参画週間	・「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」策定 ・男女共同参画の実現を促進するための県条例の基本方向について男女共同参画懇話会提言	・「とよかわ男女共同参画プラン」策定 ・男女共同参画担当を新設の生活活性部生活活性課市民活動推進係に移行 ・「豊川市審議会等委員への女性登用促進ガイドライン」制定 ・女性悩みごと相談開始 ・男女共同参画フォーラム開催(H13～H17)
2002	14		・改正育児・介護休業法施行	・愛知県男女共同参画推進条例施行	・豊川市男女共同参画情報紙「ゆい」の発行 ・あいち国際女性映画祭 2002(豊川会場)開催
2003	15		・女性のチャレンジ支援策の推進について男女共同参画推進本部決定 ・次世代育成支援対策推進法及び少子化社会対策基本法成立	・「男女共同参画社会の実現に向けて～県民と事業者のそれぞれの取組、県の役割～」答申 ・東海・北陸地区男女共同参画担当行政プロジェクト会議開催	・ジェンダー川柳の募集 ・事業所における男女共同参画調査実施 ・男女共同参画についての職員意識調査実施
2004	16		・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正及び同法に基づく基本方針の策定 ・女性のチャレンジ大賞、女性のチャレンジ支援大賞の制定	・「あいち農山漁村男女共同参画プラン」策定 ・男女共同参画チャレンジフェスタ開催	・「とよかわ男女共同参画プラン（改訂版）」策定

西暦	和暦	世界の動き	日本の動き	愛知県の動き	豊川市の動き
2005	17	・第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)開催(ニューヨーク)	・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	・「あいち子育て・子育て応援プラン」策定 ・県特定事業主行動計画「職員の子育て応援プログラム」策定 ・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	
2006	18	・第50回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク) ・第34回女子差別撤廃委員会開催 ・東アジア男女共同参画担当大臣会合(東京)	・国の審議会等における女性委員の登用の促進について男女共同参画推進本部決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・男女共同参画月間推進事業 ・「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」改定	・ジェンダー標語の募集
2007	19	・第51回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク) ・東アジア男女共同参画大臣会合(ニューデリー)	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正(市町村計画及び支援センターの整備努力義務) ・仕事と生活の調和憲章制定		
2008	20	・第52回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク)	・「女性の参画加速プログラム」策定	・あいち女性のチャレンジ応援サイト愛チャレンジ開設	
2009	21	・第53回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク) ・東アジア男女共同参画担当大臣会合(ソウル)	・「男女共同参画シンボルマーク」決定 ・「女性首長集合!～地域・子育て・男女共同参画～」における宣言	・「新たな地平を切り拓く～男女がともに活躍できる社会～」啓発冊子の作成・配布 ・男女共同参画意識に関する調査の実施(新プラン策定のための基礎資料)	・豊川市男女共同参画推進条例施行 ・男女共同参画懇話会を廃止し、男女共同参画審議会を設置 ・男女共同参画推進条例制定記念フェスティバル開催 ・男女共同参画基本計画策定にあたり、市民、事業所、職員の意識調査を実施
2010	22	・第54回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」世界閣僚級会合)開催(ニューヨーク)	・男女共同参画会議から「第3次男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的な考え方について」答申 ・「DV相談ナビ」開設 ・「第3次男女共同参画基本計画」策定	・愛知県男女共同参画審議会から「新あいち男女共同参画プラン(仮称)」の基本方向について」答申	・機構改革により市民部生活活性課協働推進係が担当となる ・男女共同参画啓発ポスター・習字募集 ・男女共同参画フェスティバル開催
2011	23	・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UNウィメン)発足		・「あいち男女共同参画プラン2011-2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして」	・「第2次豊川市男女共同参画基本計画」策定

西暦	和暦	世界の動き	日本の動き	愛知県の動き	豊川市の動き
		・東アジア男女共同参画担当大臣会合(シェムリアップ)		～」策定	
2012	24	・第56回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)において「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議が採択	・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定		・人権・男女共同参画講演会開催
2013	25		・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律改正 ・成長戦略の一つとして「女性が輝く日本」を公表	・あいち女性の活躍促進プロジェクトチーム設置 ・あいち女性連携フォーラム設立	・機構改革により市民部人権交通防犯課人権推進係が担当となる
2014	26		・すべての女性が輝く社会づくり推進室発足 ・すべての女性が輝く政策パッケージ決定 ・男女雇用機会均等法改正	・「女性の活躍状況『見える化』調査」実施	・第2次男女共同参画基本計画見直しにあたり、市民、事業所の意識調査を実施
2015	27	・第59回国連婦人の地位委員会(国連「北京+20」世界閣僚級会合)開催(ニューヨーク)	・ 女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律) 制定 ・男女共同参画会議から「第4次男女共同参画基本計画策定に向けての基本的な考え方」答申 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定	・あいち女性の活躍促進サミット2015開催 ・愛知県男女共同参画審議会から「次期あいち男女共同参画プラン(仮称)の基本的方向について」答申 ・「あいち男女共同参画プラン2020」策定	
2016	28		・「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正	・「あいち男女共同参画プラン2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」策定	・「第2次豊川市男女共同参画基本計画(改訂版)」策定
2017	29		・「育児・介護休業法」改正		
2018	30		・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律施行	・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(4次)」策定	
2019	令和元		・女性活躍推進法等の一部改正(一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大等) ・配偶者暴力防止法の一部改正	・「男女共同参画意識に関する調査」「企業経営と女性活躍に関するアンケート調査」「働く女性向けヒアリング調査」実施	・次期男女共同参画基本計画策定にあたり、市民、事業所の意識調査を実施

西暦	和暦	世界の動き	日本の動き	愛知県の動き	豊川市の動き
			・世界経済フォーラムによる「ジェンダー・ギャップ指数」の公表（我が国は 153 か国中 121 位）		
2020	2		・男女共同参画会議から「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ・「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」策定	・愛知県男女共同参画審議会から「次期あいち男女共同参画プラン(仮称)の基本的方向について」答申	

解説（※年表中の太字の語句についての解説）

1975（昭和 50）年

国際婦人年

国際連合は、1975（昭和 50）年を「国際婦人年」と提唱し、同年メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」においては「世界行動計画」を採択、世界各国に女性の地位向上、女性差別の撤廃のための行動指針を示しました。また、1976（昭和 51）年から 1985（昭和 60）年までの 10 年間を「国連婦人の 10 年」と定め、「平等・開発・平和」という目標の達成への取組を促しました。

婦人問題企画推進本部

1975（昭和 50）年に、「国際婦人年世界会議」で決定された、女性に関する問題への取組を推進するために、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置され、1977（昭和 52）年には、「世界行動計画」を受けて「国内行動計画」が策定されました。

1979（昭和 54）年

女子差別撤廃条約

1979（昭和 54）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が国連総会において採択され、この条約の批准に向けて各国での取組が進められました。翌 1980（昭和 55）年に第 2 回世界女性会議（「国連婦人の 10 年」中間年世界会議）がコペンハーゲンで開催され、そこで条約の署名式が行われました。

1985（昭和 60）年

婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略

「国連婦人の 10 年」最終年の 1985（昭和 60）年に、第 3 回世界女性会議がナイロビで開催され、10 年間の成果検討、評価を行い、各国がより効果的に女性問題に取り組んでいくためのガイドラインとなる「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

「女子差別撤廃条約」批准

「女子差別撤廃条約」の批准を目指し、1984（昭和 59）年に「国籍法」、「戸籍法」の改正、1985（昭和 60）年には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の邁進に関する法律」（「男女雇用機会均等法」）が制定など、国内法制度の整備が進められました。

1987（昭和 62）年

西暦 2000 年に向けての新国内行動計画

第 3 回世界女性会議で採択された「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の趣旨を受けて、1987（昭和 62）年に「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定されました。1991（平成 3）年には、「ナイロビ将来戦略」の実施のペースを速めること、また、「指導的地位に就く婦人の割合を、1995 年までに少なくとも 30% にまで増やす」という数値目標を達成することを求めた「ナイロビ将来戦略勧告」や、婦人問題企画推進有識者会議の意見を基に「新国内行動計画」の第 1 次改定が行われ、「社会のあらゆる分野へ男女が平等に共同して参画することが不可欠である」との認識で、目標がそれまでの「男女共同参加型」から「男女共同参画社会」に改められました。

1994（平成6）年

男女共同参画推進本部設置

1994（平成6）年に、1975（昭和50）年から続いていた「婦人問題企画推進本部」が廃止され、内閣総理大臣を本部長、全閣僚を本部員とする「男女共同参画推進本部」とその諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されました。

1995（平成7）年

「北京宣言」と「行動綱領」

1995（平成7）年に北京で「平等、開発及び平和のための行動」をスローガンに開催された第4回世界女性会議では、全人類のためにあらゆる場所のすべての女性の平等、開発及び平和の目標を推進することを決意する「北京宣言」及び「女性のエンパワーメントに関するアジェンダである」とする「行動綱領」が採択されました。「行動綱領」では、12の重大問題領域（貧困、教育と訓練、健康、女性に対する暴力等）において各国は戦略的行動をとるよう要請されました。

1996（平成8）年

男女共同参画 2000 年プラン

1996（平成8）年に男女共同参画審議会から目指すべき男女共同参画社会について明らかにした「男女共同参画ビジョン」が答申され、さらに第4回世界女性会議で採択された「行動綱領」を踏まえて、我が国が直面する少子・高齢化の進展等の社会経済環境の急速な変化に対応するため、「男女共同参画 2000 年プランー男女共同参画社会の促進に関する平成12年（西暦2000年）までの国内行動計画一」が策定されました。

1999（平成11）年

男女共同参画社会基本法

1999（平成11）年6月に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う」男女共同参画社会の実現が、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられました。

2000（平成12）年

女性 2000 年会議

2000（平成12）年にニューヨークの国連本部にて開催された国連特別総会「女性 2000 年会議」では、「北京行動綱領」の採択から5年という節目を迎え、その実施状況の検討・評価や今後の取組についての討議がなされ、「ナイロビ将来戦略」と「北京行動綱領」の完全実施に向けて、「政治宣言」と「更なる行動とイニシアティブに関する文書」が採択されました。

男女共同参画社会基本計画

2000（平成12）年に「政治宣言」及び「成果文書」や、男女共同参画審議会答申「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」、「女性に対する暴力に関する基本的方策について」を受けて、「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成に向けて様々な施策が総合的かつ計画的に推進されることとなりました。

2001（平成 13）年

男女共同参画局、男女共同参画会議

2001（平成 13）年の中央省庁等再編によって、新たに設置された内閣府に、重要施策に関する会議の一つとして「男女共同参画審議会」を発展的に継承する「男女共同参画会議」が置かれたほか、内閣府に男女共同参画局が設置され、男女共同参画社会の形成に向けて推進体制が強化されました。

2005（平成 17）年

国連「北京+10」世界閣僚級会合

第 4 回世界女性会議が開催された 1995（平成 7）年から 10 年後、2005（平成 17）年に国連「北京+10」世界閣僚級会合が開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び 2000（平成 12）年の「女性 2000 年会議」の成果文書の実施状況を評価し、さらに今後の取組実施に関する戦略や課題について議論されました。

男女共同参画基本計画（第 2 次）

2005（平成 17）年 12 月に第 1 次基本計画期間中の取組を評価・総括した「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が策定され、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」、「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」等の 12 の重点分野が掲げられました。

2010（平成 22）年

第 3 次男女共同参画基本計画

2010（平成 22）年 12 月に「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されました。経済社会情勢の変化に合わせた重点分野の新設や、実効性のあるアクション・プランとするために「成果目標」を設定するなど、男女共同参画社会の形成をより一層進めていくためのポイントが盛り込まれました。

2011（平成 23）年

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN ウィメン）

2011（平成 23）年にジェンダー問題事務総長特別顧問室（OSAGI）、女性の地位向上部（DAW）、国連婦人開発基金（UNIFEM）、国連婦人調査訓練研修所（INSTRAW）の 4 組織が統合され、発足されました。

2015（平成 27）年

女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

2015（平成 27）年に労働者 301 人以上の大企業に対して女性の活躍推進のための行動計画の策定を義務付ける女性活躍推進法が制定されました。

2019（令和元）年

ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラムが毎年公表するデータです。各国の男女の格差を経済・教育・健康・政治の 4 分野 14 項目で分析しています。2020 年版では、G7 各国のうち、ドイツ 10 位、フランス 15 位、カナダ 19 位、英国 21 位、米国 53 位、イタリア 76 位であり、日本は 121 位と G7 の中で最下位です。

第3次豊川市男女共同参画基本計画

2021（令和3）年度～2030（令和12）年度
～「自立と支え合いの男女共同参画社会」を目指して～
2021年（令和3年） 月発行

豊川市市民部人権交通防犯課

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地

TEL 0533-89-2149 FAX 0533-89-2125

Eメール jinkenkotsu@city.toyokawa.lg.jp

URL <http://www.city.toyokawa.lg.jp>